

第40号議案

久留米市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成27年6月30日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市社会教育委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

## 久留米市社会教育委員の委嘱について

社会教育法第15条第2項により、下記の者を久留米市社会教育委員に委嘱する。

### 記

区分	氏名	所属	任期
社会教育関係者	横溝 香代子	久留米市小中学校父母教師連合会	平成27年7月1日から 平成28年11月30日まで
学識経験者	秋永 峰子	久留米市議会議員	

## 久留米市社会教育委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿 (H27.7.1~)	
	氏名	所属	氏名	所属
学校教育関係者	山崎 和子	久留米市小学校長会	山崎 和子	久留米市小学校長会
社会教育関係者	古賀 秀心	久留米市校区まちづくり連絡協議会	古賀 秀心	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	田中 幹雄	久留米市子ども会連合会	田中 幹雄	久留米市子ども会連合会
	池田 博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	池田 博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会
	野田 隆子	久留米市小中学校父母教師会連合会	※横溝 香代子	久留米市小中学校父母教師会連合会
	桃島 紀尚	久留米市体育協会	桃島 紀尚	久留米市体育協会
家庭教育関係者	今村 後治	久留米市民生委員児童委員協議会	今村 後治	久留米市民生委員児童委員協議会
学識経験者	堀田 審子	久留米市議會議員	※秋永 峰子	久留米市議會議員
	江藤 智佐子	久留米大学	江藤 智佐子	久留米大学
	椎山 寛己	久留米信愛女学院短期大学	椎山 寛己	久留米信愛女学院短期大学

※は、新任委員

○社会教育法（抜粋）

(昭和二十四年六月十日)

(法律第二百七号)

(社会教育委員の構成)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

(社会教育委員の定数等)

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

○久留米市社会教育委員条例（抜粋）

昭和 36 年 4 月 1 日

久留米市条例第 11 号

(目的及び設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定により、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数)

第 2 条 委員の定数は、10 人以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第41号議案

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成27年6月30日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任期満了に伴い、後任委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則第4条により、下記の者を久留米市生涯学習センター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
(1) センターの利用者	山村 秀敏	久留米市生涯学習センター利用者の会	
	大津 栄	久留米市生涯学習センター利用者の会	
(2) 社会教育の関係者	渕本 玲子	久留米市校区まちづくり連絡協議会	平成27年7月1日から 平成29年6月30日まで
	大久保 康博	久留米市子ども会連合会	
	池田 博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	
	浜水 宰子	久留米市小学校父母教師会連合会	
	宮崎 邦子	久留米市中学校父母教師会連合会	
	川口 博子	久留米連合文化会	
	久次 浩一	社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会	
	古賀 隆子	久留米男女共同参画推進ネットワーク	
(3) 学校教育の関係者	島井 加寿江	福岡県教育庁北筑後教育事務所	
	雄野 良子	久留米市小学校長会	
(4) 学識経験者	桑野 洋志	久留米市中学校長会	
	佐藤 晶二	久留米市議会議員	
(5) その他教育委員会が必要と認める者	菊竹 章剛	特定非営利活動法人 久留米音楽協会	
	辻 いちえ	久留米市男女平等推進センター 利用者連絡協議会	

久留米市生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿	
	氏名	所属	氏名	所属
(1) センターの利用者	山村 秀敏 やまむら ひでとし	久留米市生涯学習センター利用者の会	山村 秀敏 やまむら ひでとし	久留米市生涯学習センター利用者の会
	大津 栄 おおつ さかえ	久留米市生涯学習センター利用者の会	大津 栄 おおつ さかえ	久留米市生涯学習センター利用者の会
(2) 社会教育の関係者	松田 正春 まつだ まさはる	久留米市校区まちづくり連絡協議会	※渕本 玲子 みぶら れいこ	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	大久保 康博 おおくぼ やすひろ	久留米市子ども会連合会	大久保 康博 おおくぼ やすひろ	久留米市子ども会連合会
	池田 博子 いけだ ひろこ	久留米市女性の会連絡協議会	池田 博子 いけだ ひろこ	久留米市女性の会婦人会連絡協議会
	柴原 美規 しばはら みき	久留米市小学校父母教師会連合会	※浜水 宰子 はまみず さいこ	久留米市小学校父母教師会連合会
	宮崎 邦子 みやざき くにこ	久留米市中学校父母教師会連合会	宮崎 邦子 みやざき くにこ	久留米市中学校父母教師会連合会
	川口 博子 かわぐち ひろこ	久留米連合文化会	川口 博子 かわぐち ひろこ	久留米連合文化会
	吉田 裕子 よしだ ひろこ	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会	※久次 浩一 ひさつ こういち	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会
	高峰 峰子 たかね みねこ	久留米男女共同参画推進ネットワーク	※古賀 隆子 こが たかこ	久留米男女共同参画推進ネットワーク
	嶋井 加寿江 しまい かずえ	福岡県教育庁北筑後教育事務所	嶋井 加寿江 しまい かずえ	福岡県教育庁北筑後教育事務所
	佐々木 祐子 ささき ゆうこ	久留米市小学校長会	※雄野 良子 おのの 良子	久留米市小学校長会
(3) 学校教育の関係者	大森 雅友 おおもり まさとも	久留米市中学校長会	※桑野 洋志 くわの ひろし	久留米市中学校長会
	佐藤 晶二 さとう じょうじ	久留米市議会議員	佐藤 晶二 さとう じょうじ	久留米市議会議員
(4) 学識経験者	鷲 满里子 しづく まりこ	特定非営利活動法人久留米音楽協会	※菊竹 章剛 きくたけ しょうごう	特定非営利活動法人久留米音楽協会
	鈴木 千賀子 すずき ちがこ	久留米市男女平等推進センター利用者連絡協議会	※辻 いちえ つじ いちえ	久留米市男女平等推進センター利用者連絡協議会
(5) その他教育委員会が必要と認める者				

※は新任委員

○久留米市生涯学習センター運営委員会規則 <抜粋>

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター（久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(定数)

第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

委員会	定数
久留米市生涯学習センター運営委員会	20人以内
久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市北野生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市城島生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市三潴生涯学習センター運営委員会	15人以内

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第42号議案

久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成27年 6月30日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会の設置に伴い、委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則第4条により、下記の者を久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
(1) センターの利用者	上野 恵美子	田主丸町文化協会	平成27年7月1日から 平成29年6月30日まで
	高山 満典	田主丸地区民生委員・児童委員協議会	
(2) 社会教育の関係者	刈茅 重信	田主丸地域校区まちづくり振興会連絡会議	
	行徳 美由紀	久留米市1ブロック小中PTA協議会	
	小西 裕也	久留米市スポーツ推進委員連絡協議会	
	別府 哲英	田主丸体育振興協会	
	室井 武美	田主丸町商工会	
	横溝 敏子	田主丸町地域婦人会連絡協議会	
(3) 学校教育の関係者	高木 美晴	田主丸事務所管内小・中学校長連絡会	
(4) 学識経験者	権藤 智喜	久留米市議会議員	

○久留米市生涯学習センター運営委員会規則 <抜粋>

平成13年5月11日  
久留米市教育委員会規則第3号

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター（久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(定数)

第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

委員会	定数
久留米市生涯学習センター運営委員会	20人以内
久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市北野生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市城島生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市三潴生涯学習センター運営委員会	15人以内

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



第43号議案

久留米市北野生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成27年6月30日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市北野生涯学習センター運営委員会の設置に伴い、委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市北野生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則第4条により、下記の者を久留米市北野生涯学習センター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
(1) センターの利用者	いしだ かずひろ 石田 和宏	男性料理「オニオン」 ギターアンサンブル「ダ・カーポ」 囲碁部（久留米市北野町文化協会）	平成27年7月1日から 平成29年6月30日まで
	ひぐち けいこ 樋口 恵子	着付けサークル「麻の葉会」	
	わきだ あつし 脇田 篤	北野太鼓「轍」代表	
	よしだ ようこ 吉田 容子	北野生涯学習センター「パンづくり教室」講師	
(2) 社会教育の関係者	たかき ふむあき 高木 二六昭	金島校区まちづくり振興会会长	平成27年7月1日から 平成29年6月30日まで
	ばば かずこ 馬場 和子	金島校区まちづくり振興会事務局長	
	なぎの としみつ 難野 敏光	久留米市北野町文化協会会长	
	ながまつ ちえ 永松 千枝	久留米市北野女性の会会长	
	ならはら みつよし 糟原 己津義	北野町老人クラブ連合会副会長	
(3) 学校教育の関係者	おおくま あきら 大熊 彰	北野中学校校長	
	やまとき かずこ 山崎 和子	大城小学校校長	
	まだ めぐみ 馬田 恵	北野中学校父母教師会会計	
	やづ まさき 矢津 真紀	金島小学校父母教師会副会長	
(4) 学識経験者	よしとみ たくみ 吉富 巧	久留米市議会議員	

○久留米市生涯学習センター運営委員会規則 <抜粋>

平成13年5月11日  
久留米市教育委員会規則第3号

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター（久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(定数)

第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

委員会	定数
久留米市生涯学習センター運営委員会	20人以内
久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市北野生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市城島生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市三瀬生涯学習センター運営委員会	15人以内

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



第44号議案

久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成27年6月30日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市城島生涯学習センター運営委員会の設置に伴い、委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市城島生涯学習センター運営委員会規則第4条により、下記の者を久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
(1) センターの利用者	小野 里江	城島町保育所連盟	平成27年7月1日から 平成29年6月30日まで
	中島 恵美	久留米南部商工会	
	中園 サヨ子	J A福岡大城城島支店	
(2) 社会教育の関係者	境 二三子	城島文化協会 (舞踊サークル)	平成27年7月1日から 平成29年6月30日まで
	古賀 セツ子	城島文化協会 (マンドリンサークル)	
	納戸 圓子	久留米市老人クラブ 連合会 城島支部	
	吉松 由季子	久留米市城島町P T A連絡会	
(3) 学校教育の関係者	藤田 公生	城島小中学校長連絡会	
	市川 良美	城島地域幼稚園	
(4) 学識経験者	橋本 渉	城島地域まちづくり連絡会議	
	市川 広一	久留米市議会議員	
(5) その他教育委員会 が必要と求める者	田村 貴子	教育部城島事務所	

○久留米市生涯学習センター運営委員会規則 <抜粋>

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター（久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。）の円滑な運営を図るために、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(定数)

第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

委員会	定数
久留米市生涯学習センター運営委員会	20人以内
久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市北野生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市城島生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市三瀬生涯学習センター運営委員会	15人以内

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



第45号議案

久留米市三潴生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成27年6月30日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市三潴生涯学習センター運営委員会の設置に伴い、委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市三潴生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則第4条により、下記の者を久留米市三潴生涯学習センター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
(1)センターの利用者	原武 千津子	三潴文化協会	平成27年7月1日から 平成29年6月30日まで
	佐藤 明江	三潴文化協会	
	江島 律子	三潴文化協会	
	原武 時代	三潴町尚寿会	
	渡邊 美也子	三潴町レクリエーション協会	
(2)社会教育の関係者	野田 豊三子	三潴町小中学校父母教師会連絡会	
(3)学校教育の関係者	原 章	久留米市立三潴中学校長	
	渕上 八州磨	久留米市立犬塚小学校長	
(4)学識経験者	田中 良介	久留米市議会議員	
	原武 稔	三潴町元助役	
(5)その他教育委員会が必要と認める者	喜田 すみ子	三潴体育振興協会	
	野田 洋子	犬塚校区まちづくり振興会	
	花田 厚子	三潴校区まちづくり振興会	
	田川 英和	西牟田校区まちづくり振興会	
	坂田 和総	三潴地区民生委員・児童委員協議会	

○久留米市生涯学習センター運営委員会規則 <抜粋>

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター（久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(定数)

第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

委員会	定数
久留米市生涯学習センター運営委員会	20人以内
久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市北野生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市城島生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市三瀬生涯学習センター運営委員会	15人以内

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



第46号議案

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成27年6月30日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の任命または委嘱について

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会規則第3条の規定により、下記の者を久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
(1)センターの利用者	小野 里江	城島町保育連盟	
	江上 和子	グループ野火	
	合戸 ハル子	深堀リズムダンス	
(2)天体に深い関心と知識を持つ者	西山 浩一	天文台ボランティア	平成27年7月1日から 平成29年6月30日まで
	蒲池 稔	天文台ボランティア	
	瀬邊 美樹	天文台ボランティア	
(3)学識経験者	原 學	久留米市議会議員	
	金子 弘美	城島町小中学校長会	
	大久保 美加	城島町小中学校長会	
(4)その他教育委員会が必要と認める者	古賀 正人	城島地域校区まちづくり連絡会議	平成27年7月1日から 平成29年6月30日まで
	吉松 由季子	久留米市城島町P.T.A連絡会	
	中園 サヨ子	福岡大城農業協同組合	
	松田 シクエ	久留米南部商工会	
	田中 美子	勤労女性代表	
	竹村 美穂	久留米市男女平等推進センター	
	武田 康志	久留米市労政課	

久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿(H27.7.1~)	
	氏名	所属	氏名	所属
(1) センターの利用者	おの 小野 さとえ 里江	城島保育園長会	おの 小野 さとえ 里江	城島町保育連盟
	えがみ 江上 かすこ 和子	グループ野火		
	まつだ 松田 シクエ	久留米南部商工会 女性部	えがみ 江上 かすこ 和子	グループ野火
	かねこ 金子 ひろみ 弘美	城島小中学校長会		
	いけまつ 池松 やすこ 康子	城島小中学校長会	※合戸 こうと ハル子	深堀リズムダンス
	はまぐち 濱口 まいこ 麻衣子	三潴高校教諭		
	こが 古賀 のぶ子	城島町婦人会		
(2) 天体に深い関心と知識を持つ者	—	—	にしやま 西山 こういち 浩一	天文台ボランティア
	—	—	※蒲池 かまち みのる 稔	天文台ボランティア
	—	—	※濱邊 はまべ みき 美樹	天文台ボランティア
(3) 学識経験者	つかもと 塚本 ひろみち 弘道	久留米市議會議員	※原 はら まなぶ 学	久留米市議會議員
			※金子 かねこ ひろみ 弘美	城島小中学校長会
			※大久保 おおくぼ みか 美加	城島小中学校長会
(4) その他教育委員会が必要と認める者	なかぞの 中園 のりとし 徳斗士	城島地域校区まちづくり連絡会議	※古賀 こが まさと 正人	城島地域校区まちづくり連絡会議
			※吉松 よしまつ ゆきこ 由季子	久留米市城島町PTA連絡会
	おとまる 乙丸 ほうどう 法道	久留米市城島町PTA連絡会	※中園 なかぞの サヨ子	福岡大城農業協同組合
			まつだ 松田 シクエ	久留米南部商工会
	にしやま 西山 こういち 浩一	久留米市天体運営委員会	※田中 たなか よしこ 美子	勤労女性代表
			※竹村 たけむら みほ 美穂	久留米市男女平等推進センター
			※武田 たけだ やすし 康志	久留米市労政課

※は新任委員

○久留米市城島ふれあいセンター運営委員会規則(抜粋)

平成 27 年 4 月 1 日  
久留米市教育委員会規則第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久留米市城島ふれあいセンター条例(平成 16 年久留米市条例第 112 号。以下「条例」という。)第 13 条第 1 項の規定により置かれた久留米市城島ふれあいセンター運営委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、久留米市城島ふれあいセンター(以下「センター」という。)の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び利用促進に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命し、又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 天体に深い関心と知識を持つ者
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

○久留米市城島ふれあいセンター条例(抜粋)

平成 16 年 12 月 28 日  
久留米市条例第 112 号

(運営委員会)

第 15 条 センターの円滑な運営を図り、必要な事項を審議するため、センターに久留米市城島ふれあいセンター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第47号議案

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

平成27年6月30日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市スポーツ推進審議会委員の辞任に伴い、後任委員を任命しようとするものである。

## 久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

久留米市スポーツ推進審議会条例第4条により、下記の者を久留米市スポーツ推進審議会委員に任命する。

### 記

区分	氏名	所属	任期
市議会	田住 和也	久留米市議會議員	平成27年7月1日～ 平成27年12月31日
	山下 尚	久留米市議會議員	
	石井 俊一	久留米市議會議員	
学校体育	本村 政夫	久留米市中学校 体育連盟会長	

久留米市スポーツ推進審議会委員 新旧対照表

区分	現委員		新委員	
	氏名	所属	氏名	所属
学識経験者	厨 義弘 くりや よしひろ	福岡教育大学名誉教授	厨 義弘 くりや よしひろ	福岡教育大学名誉教授
	満園 良一 みつぞの りょういち	久留米大学健康・スポーツ科学センター教授	満園 良一 みつぞの りょういち	久留米大学健康・スポーツ科学センター教授
	多田内 幸子 ただうち ゆきこ	久留米信愛女学院短期大学教授	多田内 幸子 ただうち ゆきこ	久留米信愛女学院短期大学教授
市議会	青柳 雅博 あおやぎ まさひろ	久留米市議会議員	※田住 和也 たずみ かずや	久留米市議会議員
	後藤 敬介 ごとう けいすけ	久留米市議会議員	※山下 尚 やました ひさし	久留米市議会議員
	石井 秀夫 いしい ひでお	久留米市議会議員	※石井 俊一 いしい しゅんいち	久留米市議会議員
学校体育	野田 憲治 のだ けんじ	久留米市中学校体育連盟会長	※本村 政夫 もとむら まさお	久留米市中学校体育連盟会長
	佐々木 雅代 ささき まさよ	田主丸小学校校長	佐々木 雅代 ささき まさよ	田主丸小学校校長
関係団体等の代表者	中村 敏治 なかむら としはる	久留米市野球連盟理事長	中村 敏治 なかむら としはる	久留米市野球連盟理事長
	小柳 保之 こやなぎ やすゆき	久留米市剣道連盟会長	小柳 保之 こやなぎ やすゆき	久留米市剣道連盟会長
	大久保 正子 おおくぼ まさこ	久留米市レクリエーション協会	大久保 正子 おおくぼ まさこ	久留米市レクリエーション協会
	高松 信子 たかまつ のぶこ	久留米市スポーツ推進委員連絡協議会	高松 信子 たかまつ のぶこ	久留米市スポーツ推進委員連絡協議会
	伊藤 正博 いとう まさひろ	(公財)久留米市体育協会常務理事	伊藤 正博 いとう まさひろ	(公財)久留米市体育協会常務理事
その他市長が特に必要と認めた者	後藤 恵子 ごとう けいこ	金島小学校教諭	後藤 恵子 ごとう けいこ	金島小学校教諭
	古賀 喜美子 こが きみこ	久留米市スポーツ推進委員	古賀 喜美子 こが きみこ	久留米市スポーツ推進委員
	稲益 都美子 いなます とみこ	城島小学校教諭	稲益 都美子 いなます とみこ	城島小学校教諭
	松藤 のりこ まつふじ のりこ	健康運動指導士	松藤 のりこ まつふじ のりこ	健康運動指導士
	野田 秀樹 のだ ひでき	久留米市市民文化部長	野田 秀樹 のだ ひでき	久留米市市民文化部長

※ は新任委員



第48号議案

久留米市立図書館協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

平成27年6月30日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市立図書館協議会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命しようとする  
ものである。

## 久留米市立図書館協議会委員の任命について

久留米市立図書館協議会条例第2条により、下記の者を久留米市立図書館協議会委員に任命する。

### 記

区分	氏名	所属	任期
学識経験のある者	山田 貴生	市議会議員	平成27年5月28日から 平成28年6月30日まで

久留米市立図書館協議会委員新旧対照表

区分	旧委員名簿		新委員名簿 (H27.5.28~)	
	氏名	役職名又は所属	氏名	役職名又は所属
学校教育の 関係者	ひのまさのり 日野 正則	山本小学校校長	ひのまさのり 日野 正則	山本小学校校長
	はらあきら 原 章	三潴中学校校長	はらあきら 原 章	三潴中学校校長
	たかまつりょうすけ 高松 亮輔	明善高校校長	たかまつりょうすけ 高松 亮輔	明善高校校長
	とおやまじゅん 遠山 潤	久留米大学文学部長 (教授)	とおやまじゅん 遠山 潤	久留米大学文学部長 (教授)
社会教育の 関係者	こがたかこ 古賀 隆子	久留米男女共同参画 推進ネットワーク	こがたかこ 古賀 隆子	久留米男女共同参画 推進ネットワーク
	まつだまさはる 松田 正春	久留米市校区 まちづくり連絡協議会	まつだまさはる 松田 正春	久留米市校区 まちづくり連絡協議会
	いまむらとしはる 今村 俊治	久留米市社会教育委員	いまむらとしはる 今村 俊治	久留米市社会教育委員
家庭教育の 向上に資す る活動を行 う者	べっぷたつえ 別府 龍江	おはなしボランティア (中央図書館)	べっぷたつえ 別府 龍江	おはなしボランティア (中央図書館)
	ふかみようこ 深見 洋子	録音ボランティア	ふかみようこ 深見 洋子	録音ボランティア
	みぞえこ 溝江りえ子	点字ボランティア	みぞえこ 溝江りえ子	点字ボランティア
	まわたりちづこ 馬渡千鶴子	おはなしボランティア (田主丸図書館)	まわたりちづこ 馬渡千鶴子	おはなしボランティア (田主丸図書館)
	ながまつちえ 永松 千枝	おはなしボランティア (北野図書館)	ながまつちえ 永松 千枝	おはなしボランティア (北野図書館)
	なかそのひさこ 中園 寿子	おはなしボランティア (城島図書館)	なかそのひさこ 中園 寿子	おはなしボランティア (城島図書館)
	たかのとみこ 高野登美子	布の絵本ボランティア (三潴図書館)	たかのとみこ 高野登美子	布の絵本ボランティア (三潴図書館)
学識経験の ある者	つかもととくゆき 塙本 篤行	市議会議員	※やまだたかお 山田 貴生	市議会議員
	かわしまくみこ 川島久美子	日本子どもの本研究会	かわしまくみこ 川島久美子	日本子どもの本研究会

※ が新任委員



第49号議案

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成27年6月30日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の委嘱について

久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会規程第4条及び第5条により、下記の者を久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員に委嘱する。

記

区分	氏名	所属	任期
学識経験者	たずみ かずや 田住 和也	久留米市議会（議員）	
学識経験者	もりさき まさき 森崎 巨樹	久留米市議会（議員）	平成27年7月1日 ～ 平成29年1月31日
学識経験者	はまみず すずこ 浜水 索子	久留米市小学校父母教師会連合会 (母親委員)	

久留米市教育職員表彰懲戒諮詢委員会委員新旧対照表

区分	旧名簿		新名簿	
	氏名	所属(役職)	氏名	所属(役職)
学識経験者	◎堺 陽一郎 やかい よういちろう	久留米市議会（議員）	☆◎田住 和也 たずみ かずや	久留米市議会（議員）
	石橋 力 いしばし つとむ	久留米市議会（議員）	もりさき 巨樹 もりさき まき	久留米市議会（議員）
	野田 隆子 のだ たかこ	久留米市中学校父母教師会連合会 (母親副委員長)	☆浜水 瞳子 はみみず すみこ	久留米市小学校父母教師会連合会 (母親委員)
	加留部 美香 からべ みか	南筑高等学校 P T A (副会長)	加留部 美香 からべ みか	南筑高等学校 P T A (副会長)
教育職員	山崎 和子 やまさき かずこ	久留米市立大城小学校（校長）	山崎 和子 やまさき かずこ	久留米市立大城小学校（校長）
	権藤 博文 ごんどう ひろふみ	久留米市立筑邦西中学校（校長）	権藤 博文 ごんどう ひろふみ	久留米市立諏訪中学校（校長）
	神代 陸子 くまじろ むづこ	福岡県教職員組合久留米支部 (副支部長)	神代 陸子 くまじろ むづこ	福岡県教職員組合久留米支部 (副支部長)

◎は委員長 ☆は新任委員

## ○久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会規程（抜粋）

### (所管事務)

第2条 委員会は、久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ教育職員の表彰および懲戒に関する事項について調査審議し、およびこれらのことについて教育委員会に意見を具申する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員7人をもつて組織する。

(昭44教規程4・一部改正)

### (委員)

第4条 委員会の委員は、教育職員のうちから3人、学識経験者のうちから4人を教育委員会が任命または委嘱する。

2 教育委員会は、必要に応じ臨時委員を任命または委嘱することができる。

(昭43教規程1・一部改正)

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は教育委員会が任命または委嘱する期間とする。

第 50 号議案

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 30 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の辞任に伴い、後任の委員の任命又は委嘱をしようとするものである。

## 久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

久留米市立小中学校通学区域審議会規則第4条の規定により、下記の者を久留米市立小中学校通学区域審議会委員に任命又は委嘱する。

### 記

区分	氏名	所属	任期
知識経験者	早田 耕一郎 あきなが みねこ	久留米市議会	
"	秋永 峰子 たなか たかこ	"	平成27年
"	田中 貴子 たずみ かずや	"	7月1日から
"	田住 和也 もりさき まさき	"	平成28年
"	森崎 巨樹 さけみ こういち	"	11月30日まで
市立小中学校の父母教師会の役員	酒見 光一 こばやし あやこ	久留米市立金島小学校父母教師会	
市の職員	小林 文子	協働推進部	

久留米市立小中学校通学区域審議会委員新旧対照表

○は新委員

区分	旧名簿		新名簿	
	氏名	所属	氏名	所属
知識経験者	よしだ きみとう 吉田 帰命	久留米市議会	○ そうだ こういちろう 早田 耕一郎	久留米市議会
"	さかい まさき 坂井 政樹	"	○ あきなが みねこ 秋永 峰子	"
"	つかもと とくゆき 塚本 篤行	"	○ たなか たかこ 田中 貴子	"
"	ふじばやし えいこ 藤林 詠子	"	○ たすみ かずや 田住 和也	"
"	ごとう けいすけ 後藤 敬介	"	○ もりさき よさき 森崎 巨樹	"
"	まつうら しのぶ 松浦 忍	久留米男女共同参画推進ネットワーク	まつうら しのぶ 松浦 忍	久留米男女共同参画推進ネットワーク
"	よしだ てるあき 吉田 輝彰	久留米市校区まちづくり連絡協議会	よしだ てるあき 吉田 輝彰	久留米市校区まちづくり連絡協議会
市立小中学校の父母教師会の役員	いしばし みきお 石橋 幹雄	久留米市立長門石小学校父母教師会	○ さけみ こういち 酒見 光一	久留米市立金島小学校父母教師会
"	かわづ まり 川津 麻里	久留米市立櫛原中学校父母教師会	かわづ まり 川津 麻里	久留米市立櫛原中学校父母教師会
市立小中学校の校長	ほり たみこ 堀 民子	久留米市立山川小学校	ほり たみこ 堀 民子	久留米市立荘島小学校
"	いちまる しょうこ 市丸 祥子	久留米市立弓削小学校	いちまる しょうこ 市丸 祥子	久留米市立竹野小学校
"	こんどう ひろふみ 権藤 博文	久留米市立筑邦西中学校	こんどう ひろふみ 権藤 博文	久留米市立諏訪中学校
市立小中学校の教職員	くましろ むつこ 神代 瞳子	久留米市立江南中学校	くましろ むつこ 神代 瞳子	久留米市立江南中学校
市の職員	ながしま まさあき 長嶋 正明	協働推進部	ながしま まさあき 長嶋 正明	協働推進部
"	いざき よりこ 伊崎 より子	"	○ こばやし あやこ 小林 文子	"

15人/委員数

15人/委員数

[委員任期]

平成26年12月1日から平成28年11月30日（2年間）

ただし、新委員の任期は平成27年7月1日から平成28年11月30日（前任者の残任期間）

## ○久留米市立小中学校通学区域審議会規則

昭和 40 年 10 月 21 日  
久留米市教育委員会規則第 6 号

~~~~~

### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2 前項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、その数は特定の事項別に 2 人以内とする。

(平 8 教規則 5・一部改正)

### (委員)

第 4 条 審議会の委員は、次に掲げるものについて教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市立小中学校の父母教師会の役員
- (3) 市立小中学校の校長
- (4) 市立小中学校の教職員
- (5) 市の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認めるもの

(平 8 教規則 5・平 9 教規則 4・平 25 教規則 19・一部改正)

### (委員の任期)

第 5 条 前条第 1 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 3 条第 2 項の臨時委員の任期は、2 年を超えない範囲内で当該特定の事項を調査審議するため教育委員会が必要と認めた期間とする。ただし、当該規定の事項に関する調査審議が終了しない場合には、同様の取扱いにより再任または委嘱の更新を行うことができるものとする。

4 前項の任期にかかわらず、当該特定の事項の調査審議が終了した場合には、臨時委員はその任を解かれたものとみなす。

(平 8 教規則 5・一部改正)

第51号議案

久留米市教育集会所運営審議会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成27年6月30日

教育長 堤 正 則

提案理由

久留米市教育集会所運営審議会委員の任期が平成27年7月4日をもって満了するので、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

## 第 5 2 号議案

日吉小学校校舎改築工事請負契約締結に係る意見の申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 30 日

教育長 堤 正則

### 提案理由

日吉小学校校舎改築工事請負契約締結について、市長が市議会の議決を求めるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 39 年久留米市教育委員会規則第 12 号）第 3 条の規定に基づき、教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

日吉小学校校舎改築工事請負契約締結に係る意見の申出の臨時代理について

日吉小学校校舎改築工事請負契約締結に係る市議会への提出の同意について、教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

第64号議案

日吉小学校校舎改築工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

平成27年6月9日

久留米市長 楠原利則

提案理由

日吉小学校校舎改築工事施行のため、条件付一般競争入札（総合評価方式）により工事請負人を定めたので、その者と契約を締結しようとするものである。

## 日吉小学校校舎改築工事請負契約締結について

日吉小学校校舎改築工事について、次のとおり契約を締結する。

### 1 工事の場所

久留米市日吉町

### 2 工事の概要

#### (1) 校舎・学童保育所建設工事

鉄筋コンクリート造4階建（一部鉄骨造）

延床面積5,951.92平方メートル

#### (2) 渡り廊下建設工事

鉄骨造2階建

延床面積45.50平方メートル

#### (3) 駐車スペース屋根設置工事

鉄骨造平屋建

延床面積21.15平方メートル

#### (4) 倉庫建設工事

鉄骨造平屋建

延床面積2.91平方メートル

#### (5) 学童保育所解体工事

鉄骨造平屋建

延床面積78.67平方メートル

### 3 工期 契約締結の日の翌日から起算して530日間

### 4 契約金額

12億4,740万円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額9,240万円）

### 5 契約の相手方

久留米市日ノ出町100番地

半田・梅原・聖光特定建設工事共同企業体

代表者 久留米市日ノ出町100番地

半田建設株式会社

代表取締役 半田利通

構成員 久留米市本町15の25

梅原建設株式会社

代表取締役 梅原英二

構成員 久留米市合川町1235番地

聖光建設株式会社

代表取締役 佐藤久典

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

(委任)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。
- (3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。
- (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。
- (5) 県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。
- (6) 事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の懲戒に関するここと。
- (7) 県費負担教職員の賞罰、整理及び服務の監督に関する一般方針を定めるここと。
- (8) 重要な工事の計画を決定すること。
- (9) 委員会に関する規定の制定又は改廃を行うこと。
- (10) 議会の議決を経るべき委員会関係の議案について市長の求めに応じ、意見の申出をすること。

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認をうけなければならない。

第 5 3 号議案

日吉小学校校舎改築電気設備工事請負契約締結に係る意見の申出の  
臨時代理について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 30 日

教育長 堤 正則

提案理由

日吉小学校校舎改築電気設備工事請負契約締結について、市長が市議会の議決を求めるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 39 年久留米市教育委員会規則第 12 号）第 3 条の規定に基づき、教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

日吉小学校校舎改築電気設備工事請負契約締結に係る意見の申出の  
臨時代理について

日吉小学校校舎改築電気設備工事請負契約締結に関する市議会への提  
出の同意について、教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求  
める。

第65号議案

日吉小学校校舎改築電気設備工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

平成27年6月9日

久留米市長 楷原利則

提案理由

日吉小学校校舎改築電機設備工事施行のため、条件付一般競争入札（総合評価方式）により工事請負人を定めたので、その者と契約を締結しようとするものである。

## 日吉小学校校舎改築電気設備工事請負契約締結について

日吉小学校校舎改築電気設備工事について、次のとおり契約を締結する。

### 1 工事の場所

久留米市日吉町

### 2 工事の概要

電灯設備、動力設備、受変電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、太陽光発電設備、テレビ共同受信設備、防犯・入退室管理設備、自動火災報知設備、自動閉鎖設備、構内配電線路設備、構内通信路設備

### 3 工期 契約締結の日の翌日から本体工事完了日まで

### 4 契約金額

2億2,680万円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,680万円)

### 5 契約の相手方

福岡市博多区博多駅東3丁目7番1号

西部・川浪特定建設工事共同企業体

代表者 福岡市博多区博多駅東3丁目7番1号

西部電気工業株式会社

代表取締役社長 宮川一巳

構成員 久留米市本町12番地16

川浪電気工事株式会社

代表取締役 後藤充

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

(委任)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。
- (3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。
- (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。
- (5) 県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。
- (6) 事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の懲戒に関するここと。
- (7) 県費負担教職員の賞罰、整理及び服務の監督に関する一般方針を定めるここと。
- (8) 重要な工事の計画を決定すること。
- (9) 委員会に関する規定の制定又は改廃を行うこと。
- (10) 議会の議決を経るべき委員会関係の議案について市長の求めに応じ、意見の申出をすること。

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認をうけなければならない。



## 第 5 4 号 議案

日吉小学校校舎改築機械設備工事請負契約締結に係る意見の申出の  
臨時代理について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 30 日

教育長 堤 正則

### 提案理由

日吉小学校校舎改築機械設備工事請負契約締結について、市長が市議会の議決を求めるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 39 年久留米市教育委員会規則第 12 号）第 3 条の規定に基づき、教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

日吉小学校校舎改築機械設備工事請負契約締結に係る意見の申出の  
臨時代理について

日吉小学校校舎改築機械設備工事請負契約締結に係る市議会への提出  
の同意について、教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

第 6 6 号 議案

日吉小学校校舎改築機械設備工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 9 日

久留米市長 楠 原 利 則

提案理由

日吉小学校校舎改築機械設備工事施行のため、条件付一般競争入札（総合評価方式）により工事請負人を定めたので、その者と契約を締結しようとするものである。

## 日吉小学校校舎改築機械設備工事請負契約締結について

日吉小学校校舎改築機械設備工事について、次のとおり契約を締結する。

### 1 工事の場所

久留米市日吉町

### 2 工事の概要

衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消防設備、都市ガス設備、空気調和設備、換気設備、自動制御設備

### 3 工期 契約締結の日の翌日から本体工事完了日まで

### 4 契約金額

1億9,720万8,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,460万8,000円)

### 5 契約の相手方

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

日比谷・三陽特定建設工事共同企業体

代表者 福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

日比谷総合設備株式会社九州支店

執行役員支店長 小山 実

構成員 久留米市国分町1430-13

三陽ガステック株式会社

代表取締役 古賀 孝司

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

(委任)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。
- (3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。
- (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。
- (5) 県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。
- (6) 事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の懲戒に関するここと。
- (7) 県費負担教職員の賞罰、整理及び服務の監督に関する一般方針を定めるここと。
- (8) 重要な工事の計画を決定すること。
- (9) 委員会に関する規定の制定又は改廃を行うこと。
- (10) 議会の議決を経るべき委員会関係の議案について市長の求めに応じ、意見の申出をすること。

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認をうけなければならない。



第 5 5 号議案

屏水中学校校舎改築工事請負契約締結に係る意見の申出の臨時代理について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 30 日

教育長 堤 正則

提案理由

屏水中学校校舎改築工事請負契約締結について、市長が市議会の議決を求めるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものであるが、特に急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 39 年久留米市教育委員会規則第 12 号）第 3 条の規定に基づき、教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

屏水中学校校舎改築工事請負契約締結に係る意見の申出の臨時代理について

屏水中学校校舎改築工事請負契約締結に係る市議会への提出の同意について、教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

第 6 7 号議案

屏水中学校校舎改築工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 6 月 9 日

久留米市長 楢原利則

提案理由

屏水中学校校舎改築工事施行のため、条件付一般競争入札（総合評価方式）により工事請負人を定めたので、その者と契約を締結しようとするものである。

## 屏水中学校校舎増改築工事請負契約締結について

屏水中学校校舎改築工事について、次のとおり契約を締結する。

### 1 工事の場所

久留米市山本町耳納

### 2 工事の概要

#### (1) 1期建設工事

仮設階段便所棟建設 鉄骨造3階建

延床面積 616.55 平方メートル

仮設配膳室階段 鉄骨造平屋建

延床面積 69.56 平方メートル

仮設渡り廊下建設 木造平屋建

延床面積 129.10 平方メートル

#### (2) 1期解体工事

旧校舎階段便所棟・渡り廊下解体 鉄筋コンクリート造3階建

延床面積 812.30 平方メートル

昇降口・配膳室解体 鉄骨造平屋建

延床面積 149.10 平方メートル

#### (3) 2-1期建設工事

新校舎（北側）建設 鉄筋コンクリート造3階建

延床面積 2,931.06 平方メートル

#### (4) 2期解体工事

旧校舎西側解体 鉄筋コンクリート造3階建

延床面積 1,875.00 平方メートル

仮設階段便所棟解体 鉄骨造3階建

延床面積 273.00 平方メートル

仮設渡り廊下解体 木造平屋建

延床面積 104.60 平方メートル

#### (5) 2-2期建設工事

新校舎（南側）建設 鉄筋コンクリート造 3階建

延床面積 1,570.02 平方メートル

(6) 上記に伴う外構工事

(7) 同 既設校舎内部改修工事

3 工期 契約締結の日の翌日から起算して 980 日間

4 契約金額

10億2,362万4,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 7,582万4,000円）

5 契約の相手方

久留米市中央町22番地の17

大和・三ツ矢・ティー・ツー特定建設工事共同企業体

代表者 久留米市中央町22番地の17

大和建設株式会社

代表取締役 渡辺 次郎

構成員 久留米市御井旗崎4丁目4番16号

三ツ矢建設工業株式会社

代表取締役 近藤 隆一郎

構成員 久留米市国分町1987番地1

ティー・ツー産業株式会社

代表取締役 田中 忠彦

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

(委任)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。
- (3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。
- (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。
- (5) 県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。
- (6) 事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の懲戒に関するここと。
- (7) 県費負担教職員の賞罰、整理及び服務の監督に関する一般方針を定めるここと。
- (8) 重要な工事の計画を決定すること。
- (9) 委員会に関する規定の制定又は改廃を行うこと。
- (10) 議会の議決を経るべき委員会関係の議案について市長の求めに応じ、意見の申出をすること。

(臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認をうけなければならない。

## 小規模特認校制度の運用について（案）

### 1 評価の概要

#### (1) 複式学級の回避・解消の視点

- ・児童募集を2回行った結果、1校で教育上の課題が大きい複式学級編制を回避できたことは成果である。
- ・しかしながら、著しく児童数が減少している又は減少傾向にある他の2校については、複式学級編制の回避・解消に至らず、目的を達成できなかった。また、仮に募集を続けるとしても、複式学級編制の回避・解消のためには相当数の転入学者が必要となることから、目的の達成は非常に困難である。

#### (2) 学校の活性化の視点

- ・3校とも児童が増加したことによる教育上の効果が認められ、保護者や地域と一体となった学校づくりが推進されたことから評価できる。
- ・一方で、児童数の減少が著しい学校については、現時点においても特認校制度で転入学した児童数が地元の児童数と比して顕著になりつつあり、今後も特認校制度を継続した場合は、第一義としていた複式学級編制の解消がなされないまま、児童数が僅差あるいは逆転することもあり得る。このような現象は、当初より想定されたことであるとはいえる、制度実施の中で地域では実感として感じられてきている状況がある。

#### (3) 総括的な評価

小規模特認校制度は、児童数の推計等を十分に踏まえ、慎重に検討した上で導入する学校を決定すれば、複式学級編制の回避・解消の方策として活用できると考える。しかしながら、著しく児童数が減少している学校に対する手立てとしては、複式学級編制の回避・解消が極めて困難であるだけでなく、校区外の児童数の増加に伴い保護者・地域と連携した学校づくりにも影響を与える懸念があることから、長期的・抜本的小規模化対策としては有効ではない。

## 2 今後の活用等について

評価において制度上の限界や課題が明らかとなったものの、一定の条件下では複式学級編制を回避できた成果等を、今後の運用等に活かすことは可能であると考える。

このようなことから、今後については、慎重な検討の下に一定の成果が期待できる学校を適切に選定して制度を導入することで、学校小規模化の一方策として活用を図るものとする。適切な制度運用のために、下記のとおり制度導入・児童募集の考え方を定めるとともに、考え方方に適合する学校であっても、必要性や適時性等を十分に議論し、教育委員会での議決により対応を決定するものとする。

### 【制度導入・児童募集の考え方】

1. 基本として、次の(1)から(3)までを全て満たす学校を、小規模特認校制度の導入対象とする。

- (1) 推計により複式学級の編制が見込まれるが、その拡大には至らないこと。
- (2) 複式学級編制の回避等のために必要な児童数が確保できる見込があること。
- (3) 制度実施により、学校における転入学児童数の占める割合が著しく増大し、家庭や地域との連携等に大きな影響を及ぼす懸念がないこと。

2. 制度の導入後、次のいずれかに該当する場合は、原則として児童募集を行わない。

- (1) 複式学級編制を回避・解消し、推計においても複式学級編制の見込が無いとき。
- (2) 複式学級編制の回避・解消が非常に困難であると認められるとき。

## 3 今年度の対応について

現在、制度を導入している学校については、上記の考え方及び児童募集の際の要項等を踏まえ、次のように対応する。

### (1) 平成27年度の児童募集について

- ① 複式学級編制を回避し、直近の推計で複式学級編制が生じない見込となっている学校については、児童募集を行わない。
- ② 複式学級編制を回避・解消できず、直近の推計で複式学級編制の固定化や拡大が見込まれる学校については、児童募集を行わない。

### (2) 既に転入学している児童・保護者への対応

- ・原則として、小学校卒業まで特認校への就学は可能とし、通学支援を継続する。
- ・進学する中学校は、住所地の中学校又は特認校校区の中学校のいずれかを選択できる。
- ・新たな児童募集を実施しないことに伴い、保護者からの住所地の学校への転校等に関する相談及びその他の問い合わせ等がある場合は、学校と連携して適切に対応する。

## 久留米市立小学校 小規模化対応方針(仮称)の策定について(案)

### 1 目的

未来を担う子どもたちの育成にとって、より良い教育環境を構築する観点から、小規模化する小学校の課題等に対応するために、久留米市立小学校小規模化対応方針(以下「小規模化対応方針」という。)を策定する。

### 2 基本的な考え方

- (1) 小規模化対応方針は、基本的な考え方や方向性等を定める。
- (2) 小規模化対応方針の内容等は、久留米市立小中学校通学区域審議会の答申(平成27年2月20日)を踏まえるとともに、国が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に照らして作成する。
- (3) 小規模化対応方針は、教育委員会と市長が相互連携・協力の下で進めるべき必要があることから、市長との協議・調整等を経て、内容等を決定する。

### 3 方針の構成(案)

小規模化対応方針は、次の構成を基本とする。

| 項目               | 記載内容等                            |
|------------------|----------------------------------|
| (1) 策定の趣旨等       | これまでの経過と方針策定の必要性                 |
| (2) 児童生徒数の推移・推計等 | 全国的な少子化の進展の状況、本市の児童生徒数の推移及び今後の推計 |
| (3) 学校の役割等       | 知識・技能の習得、社会性の育成等といった学校の基本的な役割等   |
| (4) 小規模校の課題等     | 小規模化した学校における教育的な課題等              |
| (5) 学校規模の考え方     | 本市における望ましい学校規模                   |
| (6) 対応の方策等       | 小規模化対応の方策と進め方                    |
| (7) 留意事項等        | 対応実施の際に留意すべき通学の安全性の確保や、地域住民の理解等  |

### 4 今後の進め方

小規模化対応方針については、教育委員会会議において継続的・段階的に協議していくとともに、市関係部局と協議・調整を図りながら策定を進める。その後、総合教育会議での協議等を経て、教育委員会会議で決定する。

また、小規模化の対応は、保護者や地域住民の理解の下で実施する必要があることから、適切な時期・方法により、方針案に関する説明や意見等の聴取等を行っていく。加えて、適宜、市議会教育民生常任委員会へ報告しながら、今年度中の策定を目指す。

#### [教育委員会、市長及び議会の役割・権限等]

- ・教育委員会は、教育行政における基本方針等を決定する職務権限を有する。
- ・市長は学校の設置者である地方公共団体の代表であり、事業予算や学校設置条例の議会への提案権を持つ。
- ・議会は提案された議案の議決権を持つ。

## 久留米市立小中学校通学区域審議会の答申の概要

### 1 児童数・学級数等の現状

- 全国的に少子化が進み、本市においても、現在1学年1学級以下の小学校が15校ある。
- 複式学級校は、現在の1校から、平成32年度には4校になる見込みである。

### 2 小規模校における課題

- 一般的に、小規模校は、多様な考え方に対する機会が少くなりやすいなどのデメリットがあると言われている。
- 本市の小規模小学校においても、「チーム競技ができない」「クラス替えができない」「バランスのとれた教職員配置ができない」などの学習・生活面や学校運営における課題がある。
- 特に、複式学級校では、「直接的な指導を受ける時間が制約される」「発達段階に即した教育課程が編成しにくい」などの深刻な課題がある。

### 3 学校規模に関する考え方

- 学校教育法施行規則では「12学級以上18学級以下」が標準、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では「小学校では6学級以上が必要、12学級以上が望ましい」とされている。
- 本市の小学校においても、望ましい学校規模は、
  - ・1学級の児童数が、一定、教師の目が行き届き、きめ細かな対応が期待でき、また、児童同士で学び合い、競い合える人数であること。
  - ・1学年が、クラス替えが可能な複数の学級で構成されること。

### 4 小規模化対応のあり方

- 複式学級の回避・解消策として平成26年度から導入した小規模特認校制度については、長期的な小規模化対策としては十分な効果が期待できない。
- 本市における小規模化への対応としては、長期的には、市全体において、全ての小規模校を視野に入れた学校の統合を行うことが必要である。
- しかしながら、複式学級における教育上の課題が深刻であることから、まず複式学級の回避・解消を目的とした学校の統合を優先して行うべきである。

### 5 小規模化対応を実施する上での留意点

- 学校統合を行うとした場合、「通学の安全確保と負担軽減」「児童・保護者や地域住民、地域活動等への配慮」等に留意し、国や県とも連携して速やかに進めることが必要。

## 文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の概要

### 1章 はじめに～学校規模適正化の背景と本手引の位置付け

#### 学校規模の適正化に関する基本的な考え方

##### ① 教育的な視点

- ・学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要であり、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることが必要

##### ② 地域コミュニティの核としての性格への配慮

- ・学校は、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っている。まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っている。

### 2章 適正規模・適正配置について

#### (1) 学校規模の適正化

##### 【基本的視点一 (1) 学級数に関する視点】

| 課題                                                 | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学級数が少ないと<br>による学校運営上の<br>課題 [別紙：協議 2-<br>資料 5]     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない</li> <li>・運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。</li> </ul> <p>特に複式学級となる場合には、以下のような課題も指摘されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員に特別な指導技術が求められる</li> <li>・実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる</li> </ul> |
| 教職員数が少なくなる<br>ことによる学校運<br>営上の課題 [別紙：協<br>議 2-資料 6] | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。</li> <li>・教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）</li> </ul>                                                                                                         |
| 学校運営上の課題<br>が児童生徒に与え<br>る影響 [別紙：協議<br>2-資料 6]      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい</li> <li>・児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい</li> </ul>                                                                                                                                |

##### (望ましい学級数の考え方)

- ・小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要となる。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいものと考えられる。

## 【併せて考慮すべき視点－（2）学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数】

| 課題                      | 内容                                                                                                             |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学級における児童生徒数が少なくなった場合の課題 | <ul style="list-style-type: none"><li>・運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。</li><li>・クラス内で男女比の偏りが生じやすい</li></ul> |
| 学校全体の児童生徒数が少なくなった場合の課題  | <ul style="list-style-type: none"><li>・クラブ活動や部活動の種類が限定される</li><li>・運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動行事の教育効果が下がる。</li></ul> |

### 【学校規模の標準を下回る場合の対応の目安】

現行の学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合に、市町村において考え得る対応について、次のとおりである。

#### 1～5学級（複式学級が存在する規模）

学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

#### 6学級（クラス替えができない規模）

児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

#### 7～8学級（全学年ではクラス替えができない規模）

今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

#### 9～11学級（半分以上の学年でクラス替えができる規模）

学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

## （2）学校の適正配置（通学条件）

### ① 通学距離による考え方

徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられる。

### ② 通学時間による考え方

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とする。

### **3章 学校統合に関して留意すべき点**

- ・学校統合の適否を検討する上では、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが大切となる。
- ・地域コミュニティの核としての性格を有する小・中学校の統合の適否の判断は、行政が一方的に進めるものではなく、関係者の理解と協力を得て行われなければならない。そのためには、保護者や地域住民と危機意識や課題認識、将来ビジョンを共有するプロセスが重要となる。
- ・学校統合の規模や内容にもよるが、可能な限り保護者や地域住民の意向が反映できるような工夫を講じることが望ましいものと考えられる。このことは、統合後の学校に対して保護者や地域住民から積極的なサポートを得る観点からも極めて重要

### **4章 小規模校を存続させる場合の教育の充実**

様々な事情から学校統合によって適正規模化を進めることができない地域や、小規模校のまま存続させることが必要であると考える地域も存在する。こうした場合は、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を計画的に講じる必要がある。

#### **【少人数を生かした指導の充実】**

小規模校のメリットを最大限に生かし、ICT（例：電子黒板、実物投影機、児童生徒用PC、デジタル教材等）を効果的に活用し、一定レベルの基礎学力を全ての児童生徒に保障するといった取組を行う。

#### **【特色あるカリキュラム編成等】**

校区の豊かな自然・文化・伝統・産業資源等を最大限に生かし、地域のニーズを踏まえた体験的・問題解決的な活動を積極的に取り入れた特別なカリキュラムを編成する。

#### **【社会性の涵養、多様な考えに触れる機会の確保】**

コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の導入を契機として、学校教育活動への地域人材の効果的な参画を促進して、社会性を涵養する機会を確保する。

#### **【切磋琢磨する態度、向上心を高める方策】**

PTA等とも連携して各種の検定やコンクールへの参加を積極的に推奨したりするなどして、同世代全体の水準や他校の児童生徒の頑張っている姿を意識させながら指導の展開を図る。

（省略）

（省略）

## 別紙

### (学級数が少ないとによる学校運営上の課題)

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

特に複式学級となる場合には直接指導と間接指導を組み合わせて、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題も生じ得ることが指摘されている。

- ① 教員に特別な指導技術が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

### (教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題)

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ チーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

### (学校運営上の課題が児童生徒に与える影響)

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい



## 久留米市立南筑高等学校普通科のコース設定と第Ⅲ期入試の廃止について(案)

生徒の多様な進路選択に対応している本校の特性を活かし、学校活性化と、学力保障や進路保障のさらなる充実のため、平成 28 年度入学生より、次のような見直しを行う。

### 1. 現状と課題

- 現コース設定では、さらに多様化した志願者の実態への対応が不十分であり、進学実績が伸び悩んでいる。
- 推薦入試（スポーツ）、一般入試で入学した生徒が同じクラスで学習するため、学力保障や進路保障、部活動保障が難しい。
- 第Ⅲ期入試では、受験者数の減少、受験者のモチベーションの低下、定員割れ等、当初の目的とは乖離した状況が近年続いている。

### 2. コースの改編、新設

#### (1) 普通コース（200 名 : 5 クラス）の改編

※ 多様な進路に対応できる本校の良さと、近年の高い学力を持った生徒の入学にあわせて、次のような生徒の育成を目指す。

※生徒自身が気づいていなかった本来の力を引き出すため、学力向上を目的とした教育課程の編成を行い、より高い目標の設定や新たな進路先が発見できる、幅広い知識とより高い学力、幅広い人間性を身につけた生徒の育成を目指す。

○ 4年制大学志願者 ⇒ 国公立大学や4年制私大を複数選択できる能力を身につけ、大学の各種選抜試験に対応できる生徒。

○ 短期大学志願者 ⇒ 短期大学が求める高い学力とスキルを身につけ、進学先で力を発揮できる生徒。

○ 専門学校 ⇒ それぞれの専門学校が求める能力を多様な選択科目で身につけ、自信を持って進学できる生徒。

○ 公務員・就職 ⇒ 即戦力として必要な学力とスキルを身につけ、地場で活躍し、地元の久留米市に貢献できる生徒。

対応



- ◆ 1年次は全員（一般入試、学業推薦）を対象に大学進学を前提とした普通コースカリキュラムで授業を実施し、2年次から普通コース（文系・理系）に分かれたクラス編成を行う。
- ◆ 3年次には進学の目的に合わせて更に、特進文系・特進理系・選択進学・看護医療の4普通コースに細分化して授業を実施する。

#### 《特進文系・特進理系》

- 国公立・私大での進学者増大を目指し、推薦入試だけでなく、センター試験や一般入試にも対応できるカリキュラムで実施する。
- 進学先に対応した選択科目を充実し、きめ細かな受験指導を可能にする。

#### 《選択進学》

- 従来の短大・専門学校・公務員・就職を目指すコース：キャリア教育により職業観・勤労観を養わせた上で進路実現を図る。
- 進路先に対応した専門的な内容の授業や資格取得を目的とした授業、選考試験に対応した授業などの選択科目を開設する。

#### 《看護医療》

- 看護・医療系大学・専門学校進学に対応できるコース：近年の看護人気による厳しい状況に対応できる人材を育成するため、複数の進学先に挑戦できる学力と小論文能力を高める指導等を実施する。

#### (2) スポーツキャリア・コース（40 名 : 1 クラス）の新設

※主にスポーツ推薦で入学した生徒を中心に、次のような生徒の育成を目指す。

○ 本校のスポーツ代表選手として相応しい人格や礼儀、資質を身につけ、南筑生としての誇りを持ち、他の生徒の模範となる生徒。

○ 南筑高校または久留米市の知名度をあげ、スポーツに力を入れている大学等から進学の声がかかる生徒。

※将来は

- 地元の職場や地域社会のリーダーとして、スポーツの指導者として、地域に貢献することができる。
- トレーナーやリハビリ、スポーツ科学などスポーツに関わる分野で多方面に活躍することができる。
- スポーツ選手として国内や世界で活躍することができる。

対応

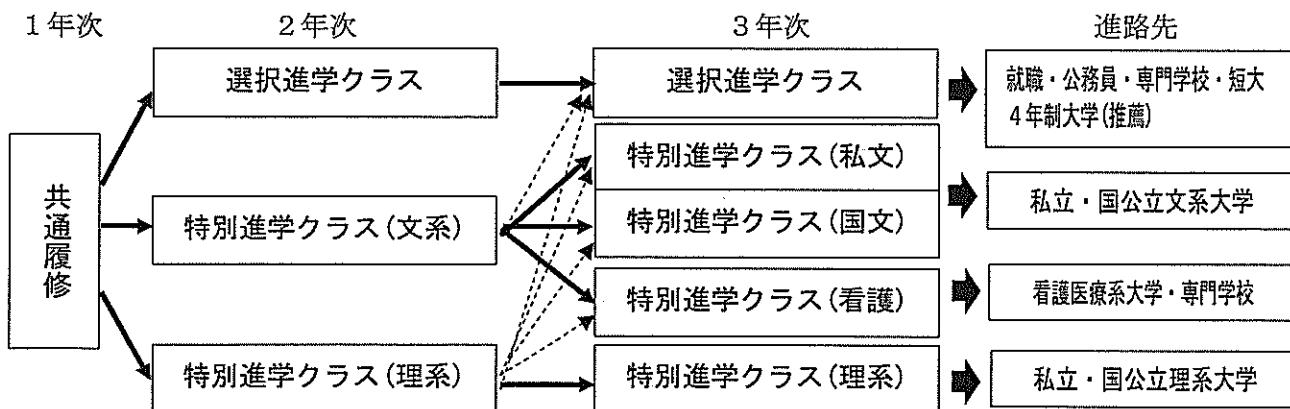


- ◆ 部活動に集中でき、基礎学力を培う教育課程を編成し、部活動と学習の両立を図る。

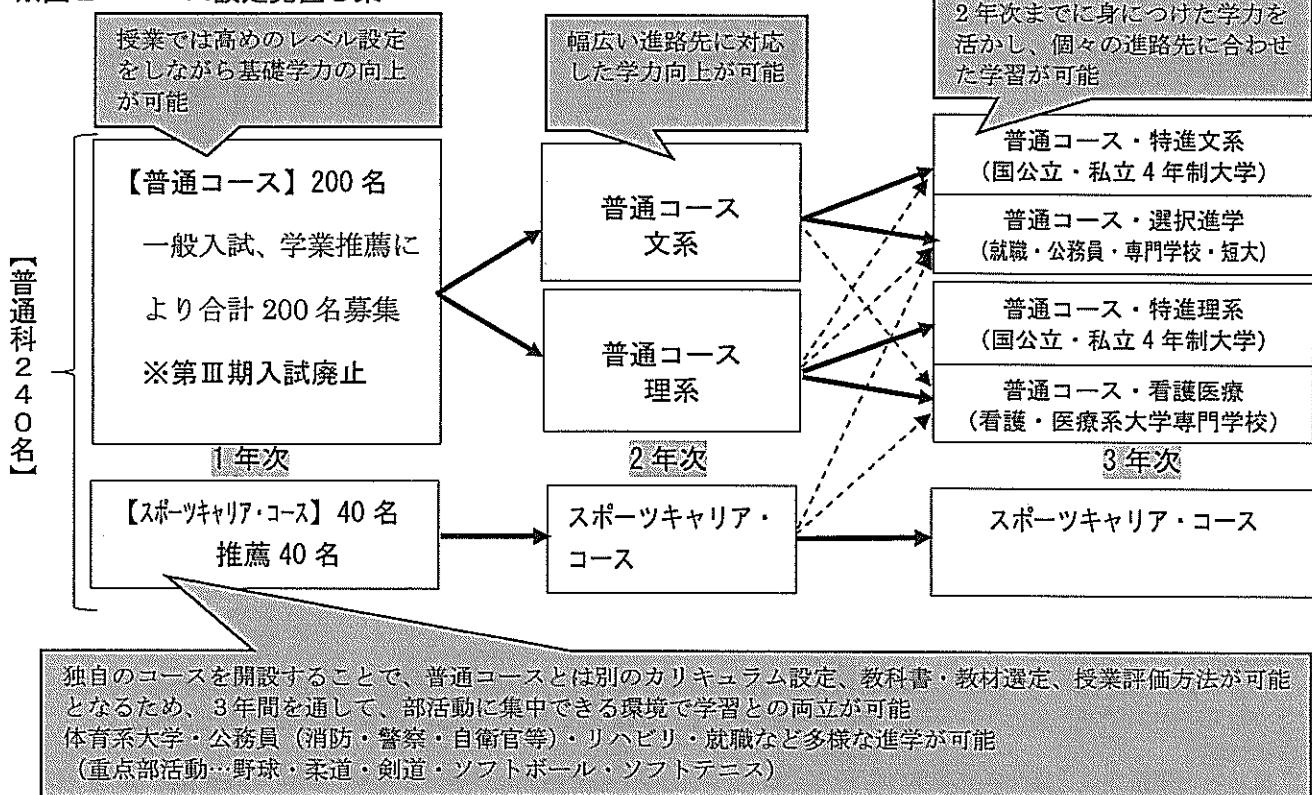
- ◆ トレーナーやリハビリなどスポーツに関わる多種多様な進路先にも対応可能とする。

- ◆ スポーツの実績が高い生徒について推薦入試時の評定を考慮する。

※図1 現行のコース選択の流れ（→は通常の流れ　→→は進路変更時の流れ）



※図2 コース設定見直し案



### 3. 第Ⅲ期入試の廃止

※第Ⅲ期入試＝定員240名のうち、10名について別枠とし、  
公立学校合格発表後、本校独自の入試により選抜するもの

- 推薦入試、一般入試で多くの不合格者がでているにも関わらず、Ⅲ期で定員割れが継続して発生している。
  - 初回受験校が専門高校である生徒がⅢ期入試を受験するケースが増えており、大学進学を希望している生徒が少ないとから、入学後のモチベーションに影響が出たり、進学実績が伸び悩んだりしている。
- 以上のように、当初の目的と現状が乖離している状況を踏まえ、第Ⅲ期入試については廃止する。

## 教育委員会後援事業等に関する報告

H27.5.16からH27.6.15 受付分まで

| No. | 日時                                                        | 事業名                                    | 主催者名                         | 場所                                   | 区分 | 担当課         |
|-----|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|----|-------------|
| 1   | 平成27年7月17日から<br>平成27年7月20日                                | 平成27年度筑後地区中学校夏季<br>野球大会                | 八女地区中学校体育連盟                  | 新宝満川野球場A-B                           | 後援 | 学校教育課       |
| 2   | 平成27年7月28日から<br>平成27年7月30日                                | 平成27年度筑後地区中学校夏季<br>野球大会                | 八女地区中学校体育連盟                  | 新宝満川野球場A-B                           | 後援 | 学校教育課       |
| 3   | 平成27年6月中旬から<br>平成27年11月下旬                                 | 平成27年度「中学生の税に<br>ついての作文」の募集            | 久留米税務署管内納<br>税貯蓄組合連合会        | 久留米市内全中学校                            | 後援 | 学校教育課       |
| 4   | 平成27年7月11日                                                | 久留米特別支援学校土曜<br>フェスティバル「みんなであ<br>そぼう」   | 久留米特別支援学校<br>地域交流推進委員会       | 久留米特別支援学校<br>及び校舎                    | 後援 | 学校教育課       |
| 5   | 平成27年8月22日                                                | 第49回久留米市親と子の<br>よい映画をみる会               | 久留米市母と女教職<br>員の会             | 文化センター共同<br>ホール                      | 後援 | 学校教育課       |
| 6   | 平成27年10月16日(金)から<br>平成27年10月18日(日)<br>13時10分～16時00分       | 日本協同教育学会第12回<br>大会                     | 日本協同教育学会                     | 久留米大学御井キャン<br>パス・久留米市立<br>南筑高等学校     | 後援 | 学校教育課       |
| 7   | 平成27年7月11日から<br>平成27年8月31日                                | 夏の特別展「ふしぎ発見！<br>虫むし大百科～世界の森<br>から大集合～」 | 福岡県青少年科学館                    | 福岡県青少年科学館                            | 後援 | 学校教育課       |
| 8   | 平成27年7月31日                                                | 筑後地区夏期実技講習会                            | 筑後地区小学校音楽<br>教育研究会           | 久留米市立南小学校<br>多目的ホール                  | 後援 | 学校教育課       |
| 9   | 平成27年10月16日～<br>平成27年10月29日                               | 小学生(環境・ゴミ・エネル<br>ギー問題)絵画コンクール          | 久留米商工会議所女<br>性部              | 未定                                   | 後援 | 学校教育課       |
| 10  | 平成27年10月2日(金)<br>12時30分～20時<br>平成27年10月3日(土)<br>9時～12時30分 | 第5回古代山城サミット基<br>山大会                    | 基肄城築造1350年<br>事業実行委員会        | 基山町民会館 他                             | 共催 | 文化財保護<br>課  |
| 11  | 平成27年12月6日(日)<br>募集期間 平成27年6月<br>19日～9月11日                | 第9回ウィズガス全国親子<br>クッキングコンテスト九州地<br>区大会   | 久留米ガス株式会社                    | 西部ガスショールー<br>ム ヒナタ福岡(福岡<br>市博多区博多駅東) | 後援 | 学校教育課       |
| 12  | 平成27年6月13日                                                | 第2回童謡・唱歌をみんなで<br>歌う会                   | 混声合唱赤とんぼの<br>会               | えーるピア久留米視<br>聴覚ホール                   | 後援 | 生涯学習推<br>進課 |
| 13  | 平成27年6月14日                                                | くるめあそびの日2015                           | くるめシニアカレッジ<br>ニュースポーツ俱楽<br>部 | えーるピア久留米体<br>育館                      | 後援 | 生涯学習推<br>進課 |

教育委員会後援事業等に関する報告

H27.5.16からH27.6.15 受付分まで

| No. | 日時                                     | 事業名                                                        | 主催者名                    | 場所                            | 区分  | 担当課     |
|-----|----------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------------|-----|---------|
| 14  | 平成27年6月21日                             | 車椅子レクダンス養成講座                                               | NPO法人 車椅子レクダンス普及会 久留米支部 | 総合福祉センター 2階大会議場               | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 15  | 平成27年6月27日                             | 九州産業大学 公開講座『九産大「大学入門講座」(久留米教室)』                            | 九州産業大学 地域連携等委員会         | 久留米市民会館                       | 後援★ | 生涯学習推進課 |
| 16  | 平成27年6月29日～7月5日                        | 久留米大学学術文化発表週間 CooSHOCK<br>彩一広げる・繋げる 文化の輪一                  | 久留米大学 学術文化執行委員会         | 久留米大学御井キャンパス、石橋文化センター         | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 17  | 平成27年8月5日、8月19日、9月2日、9月16日             | 久留米大学公開講座「健康になるための漢方」                                      | 久留米大学                   | えーるピア久留米                      | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 18  | 平成27年9月18日、9月29日、10月6日、10月17日          | 久留米公開講座「ギターと共に楽しむ筑後の文学－椎窓猛の世界－」                            | 久留米大学                   | えーるピア久留米                      | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 19  | 平成27年8月7日、8月21日                        | 久留米大学公開講座「映画で学ぶ精神医学」                                       | 久留米大学                   | えーるピア久留米                      | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 20  | 平成27年6月28日                             | フラメンコフェスタ 2015                                             | 久留米国際文化交流くらぶ            | えーるピア久留米                      | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 21  | 平成27年7月21日                             | 歌の会(夏季定例会)                                                 | 父祖の歌をなぞる市民の会            | くるめりあ六つ門3階パーティーホール            | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 22  | 平成27年6月28日                             | おはなしポケット 第9回夏のおはなし会                                        | おはなしポケット                | 久留米市高齢者と子どもの交流施設「高良内ふれあい2000」 | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 23  | 平成27年6月21日                             | サイクルファミリーパーク虹色フェスティバル                                      | (公財)久留米観光コンベンション国際交流協会  | 久留米サイクルファミリーパーク               | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 24  | 平成27年9月6日、13日、27日                      | 石橋文化センター開園60周年プレ事業 くるめ音楽祭                                  | 公益財団法人久留米文化振興会          | 石橋文化ホール                       | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 25  | 平成27年7月29日、30日、31日、8月1日、2日、18日、19日、20日 | 石橋文化センター開園60周年プレ事業 子ども芸術体験講座 夏休み特別企画 親子で楽しもうアート★フロンティア2015 | 公益財団法人久留米文化振興会          | 石橋文化会館1階市民ギャラリー               | 後援  | 生涯学習推進課 |
| 26  | 平成27年7月4日                              | 中国映画会                                                      | 久留米市日中友好協会              | えーるピア久留米・視聴覚ホール               | 後援  | 生涯学習推進課 |

**教育委員会後援事業等に関する報告**

H27.5.16からH27.6.15 受付分まで

| No. | 日時                           | 事業名                                   | 主催者名                                        | 場所                                     | 区分  | 担当課            |
|-----|------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------|-----|----------------|
| 27  | 平成27年6月13日                   | 教育講演会 講師 占部賢志先生「国家百年の計を考える」           | 久留米教育支援会議                                   | ブリヂストンクラブ                              | 後援  | 生涯学習推進課        |
| 28  | 平成27年6月14日                   | 第34回 学校茶道合同茶会                         | 久留米学校茶道連絡協議会                                | くるめりあ6F                                | 後援  | 生涯学習推進課        |
| 29  | 平成27年6月21日                   | 平成27年度 少年団体指導者研修会・プレイリーダー研修2級         | 北筑後教育事務所                                    | えーるピア久留米体育館                            | 共催★ | 生涯学習推進課        |
| 30  | 平成27年8月9日                    | 第18回研究生発表会                            | フジタバレエ研究所                                   | 久留米市民会館                                | 後援  | 生涯学習推進課        |
| 31  | 平成27年8月9日                    | 第32回バレエリサイタル「コッペリア」                   | フジタバレエ研究所                                   | 久留米市民会館                                | 後援  | 生涯学習推進課        |
| 32  | 平成27年7月18日                   | 発達障害理解促進・障害者と家族自立事業(キラリ輝市民活動活性化補助金事業) | gocochi(ゴコチ)                                | えーるピア久留米301・302                        | 後援  | 学校教育課          |
| 33  | 平成27年10月中旬～下旬                | 2015(第21回)都市ビル環境の日 第8回子ども絵画コンクール      | 公益社団法人福岡県ビルメンテナンス協会                         | 久留米市役所                                 | 後援  | 学校教育課          |
| 34  | 平成27年11月26・27日               | 第49回九州地区特別支援教育研究連盟研究大会                | 九州地区特別支援教育研究連盟                              | オームタガーデン<br>大牟田市内の小・中・特別支援学校・久留米特別支援学校 | 後援  | 学校教育課          |
| 35  | 平成27年10月31日・11月1日            | 第27回MOA美術館筑後児童作品展                     | MOA美術館(公益財団法人岡田茂吉日美術文化財団)MOA美術館筑後児童作品展実行委員会 | 石橋美術館1階ギャラリー                           | 後援  | 学校教育課          |
| 35  | 平成27年8月4日                    | 福岡県小学校特別活動研究会夏季研修会                    | 福岡県小学校特別活動研究会                               | 久留米市教育センター                             | 後援  | 学校教育課          |
| 36  | 平成27年8月26日                   | 平成27年度障害者就職準備講座                       | 福岡県(新雇用開発課)                                 | 久留米リサーチ・パーク<br>展示場・研修室D                | 後援  | 学校教育課          |
| 38  | 平成27年7月24日(金)<br>13時から16時40分 | 久留米市人権・同和教育公開講座                       | 久留米市人権・同和教育研究協議会                            | 久留米市そよ風ホール                             | 共催  | 人権・同和教育課       |
| 39  | 8月1日(土)、8日(土)<br>11:00～17:00 | 病院探検隊2015                             | 医療法聖峰会 田主丸中央病院                              | 田主丸中央病院                                | 後援  | 田主丸総合支所文化スポーツ課 |

教育委員会後援事業等に関する報告

H27.5.16からH27.6.15 受付分まで

| No. | 日時                              | 事業名                                          | 主催者名                   | 場所                   | 区分 | 担当課           |
|-----|---------------------------------|----------------------------------------------|------------------------|----------------------|----|---------------|
| 40  | 7月19日(日)<br>14:00開演             | 第11回合唱団「柴刈」演奏会                               | 合唱団「柴刈」                | そよ風ホール               | 後援 | 田丸総合支所文化スポーツ課 |
| 41  | 8月18日(日)<br>18:30開演             | 女優たちによる朗読「夏の雲は忘れない」INそよ風ホール                  | 「夏の雲は忘れない」上演実行委員会      | そよ風ホール               | 後援 | 田丸総合支所文化スポーツ課 |
| 42  | 平成27年10月29日(木)<br>13時45分～17時00分 | 第45回筑後地区小学校图画工作教育研究会・平成27年度久留米市小学校教育研究会実践交流会 | 筑後地区小学校图画工作教育研究会       | 久留米市立宮ノ陣小学校          | 後援 | 学校教育課         |
| 43  | 平成27年10月20日～<br>10月25日          | 第28回 現代の書展                                   | 書友会                    | 久留米市一番街多目的ギャラリー      | 後援 | 生涯学習推進課       |
| 44  | 平成27年10月4日                      | ドキドキ☆ワクワク cocoro とcolorのハーモニー♪               | 一般社団法人ウェルネスJAPAN       | ふれあいほ～る              | 後援 | 生涯学習推進課       |
| 45  | 平成27年7月26日                      | 久留米市民オーケストラ第19回サマーファミリーコンサート                 | 久留米市民オーケストラ            | 石橋文化センター大ホール         | 後援 | 生涯学習推進課       |
| 46  | 平成27年9月1日～<br>平成28年3月31日        | 2015年度 書き損じハガキ回収プログラム                        | 一般財団法人 カンボジア地雷撤去キャンペーン | 各地域の小学校、中学校、高校       | 後援 | 生涯学習推進課       |
| 47  | 平成27年12月4日                      | 第24回活水同窓会チャリティコンサート「仲道郁代・横山幸雄」ピアノのタベ         | 活水同窓会筑後支部              | 石橋文化ホール              | 後援 | 生涯学習推進課       |
| 48  | 平成27年6月21日                      | 子育てセミナー                                      | 家庭倫理の会久留米市             | サンライフ 久留米            | 後援 | 生涯学習推進課       |
| 49  | 平成27年7月20日                      | 夏休み♪子どもデー                                    | YYくらぶ・久留米              | 久留米市民活動サポートセンターみんなくる | 後援 | 生涯学習推進課       |

## 平成27年度 久留米市学力・生活実態調査(中学校)の結果

### 1 調査の趣旨

本市生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、各学校における学習指導及び本市教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに児童生徒の学力向上に資する。

### 2 実施期日

平成27年4月14日（火）

昨年度までは12月実施であったが、今年度より年度初めに生徒の学力状況を把握し、指導に活かすという目的から実施期日を変更している。

### 3 実施対象

中学校第1・2学年の通常の教育課程で学習している生徒

### 4 調査の内容・範囲

#### (1)教科に関する調査

学習指導要領に定める指導目標や内容についてペーパーテストによって測定可能な範囲（中学校第1学年は小学校第4～6学年、第2学年は前学年までの履修内容）についての調査

#### (2)学習状況等に関する調査

生徒の学習に対する意識や生活習慣の中で、学力に影響があると考えられる項目に関する質問紙調査

### 5 実施教科

国語科・数学科、英語科（第2学年のみ）

### 6 請負業者

（株）図書文化社

### 7 実施人数

| 実施学年 | 受検者数  |       |       |
|------|-------|-------|-------|
|      | 国語科   | 数学科   | 英語科   |
| 第1学年 | 2,635 | 2,633 |       |
| 第2学年 | 2,560 | 2,560 | 2,560 |

単位：(人)

## 8 教科に関する調査結果

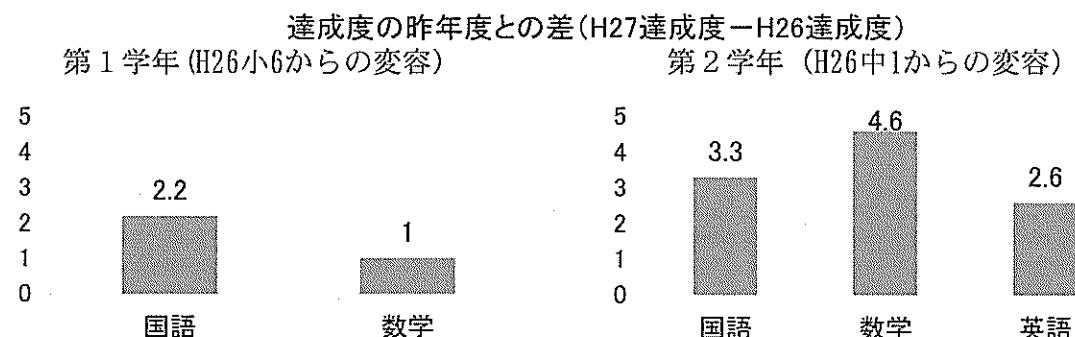
単位: (%)

| 区分      |      | 中1国語  | 中1数学 | 中2国語 | 中2数学 | 中2英語 |
|---------|------|-------|------|------|------|------|
| 平均正答率※1 | 久留米市 | 66.9  | 60.3 | 48.7 | 44.5 | 58.6 |
|         | 全国   | 65.2  | 60.3 | 50.3 | 46.8 | 61.6 |
| 達成度※2   | 久留米市 | 102.6 | 100  | 96.8 | 95.1 | 95.1 |

※1 平均正答率: 問題の難易度に関係なく、全問題数に占める正答数を百分率で表したもの。例えば全問題数が45問あり30問正答していれば、66.7%の正答率となる。

※2 達成度: 全国平均正答率に対する久留米市の平均正答率を百分率で表したものである。

## 9 昨年度からの変容(達成度による経年変化)



例えば、中学校第2学年 数学科  
 平成26年度  $49.2 \div 54.4 \times 100 = 90.4$   
 平成27年度  $44.5 \div 46.8 \times 100 = 95.1$   
 経年比較すると  $95.1 - 90.4 = 4.6$   
 ゆえにポイント差4.6の伸びとなる。

### 【考察】

中学校第1学年では、国語科において全国平均正答率を上回るとともに、数学科においては、全国平均正答率と同じ正答率であり概ね良好な状況であった。また、両教科とともに達成度において昨年度と比べて伸びが見られた。

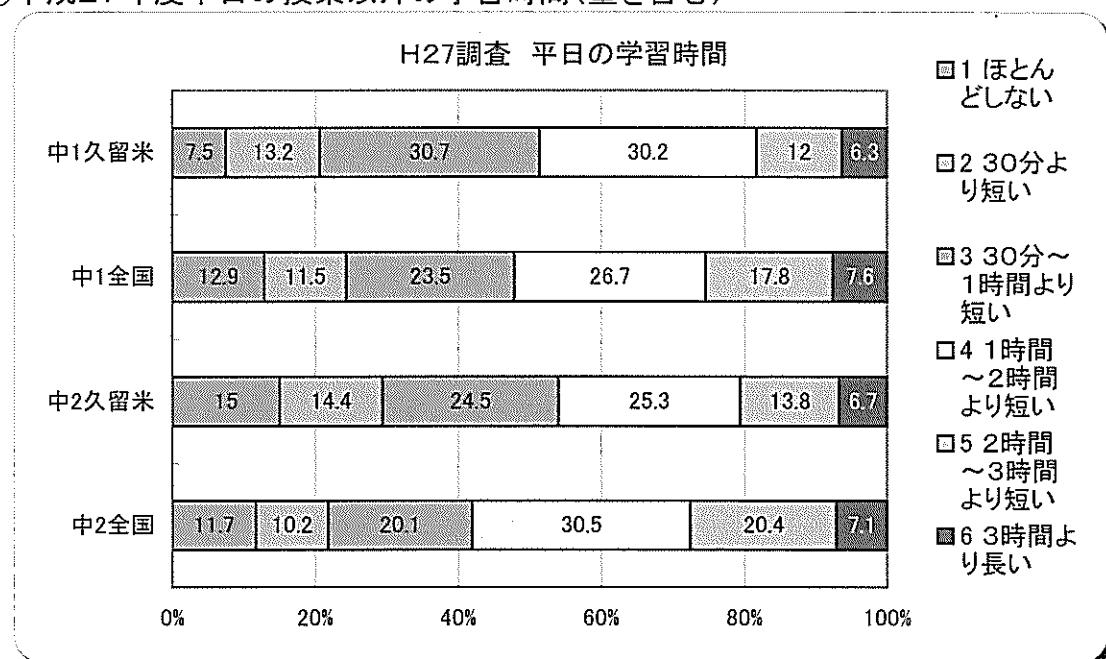
中学校第2学年では、全ての教科区分において全国平均正答率に至らなかったが、達成度においては昨年度と比べて伸びが見られた。

中学校第1学年の結果は、昨年12月に行われた久留米市学力・生活実態調査結果の分析を行い、小学校での基礎・基本の内容の定着が図られた成果であると思われる。また、中学校においては、放課後学習や補充学習の充実、数学学力プロジェクトの効果により、昨年度よりも達成度が向上したものと思われる。今後は、さらなる学力の向上に向けて、中学校学力コーディネーターを中心とした調査結果の分析や分析結果をふまえた授業改善、家庭での学習習慣形成などを重点的に進めていきたいと考える。

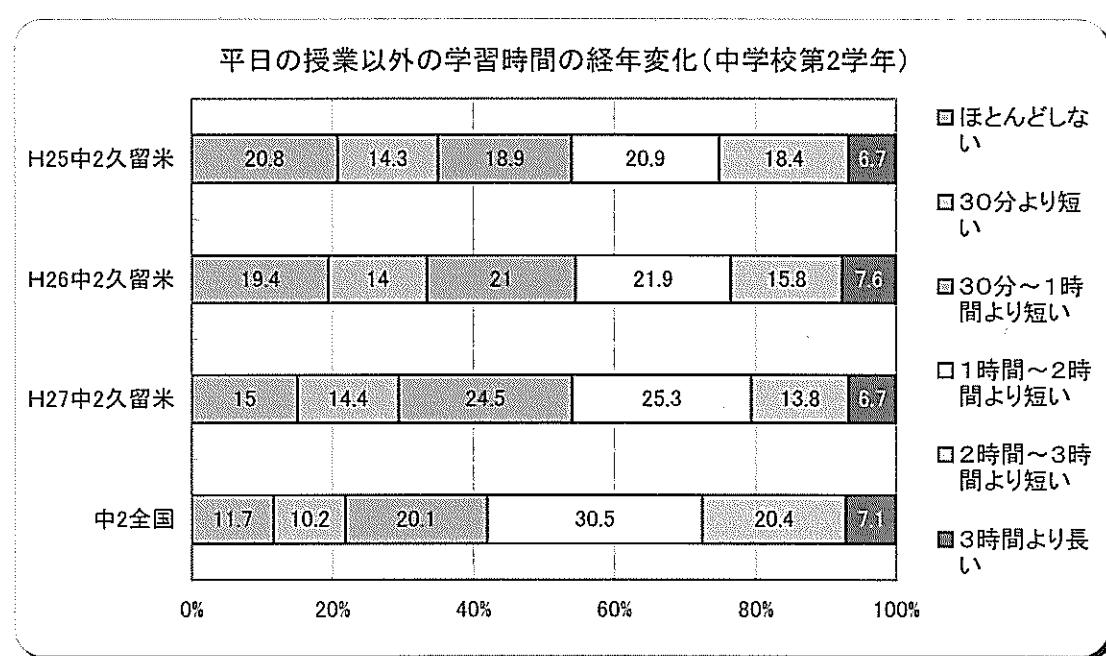
## 10 アンケートの結果

### (1)学習時間に関すること

#### ①平成27年度平日の授業以外の学習時間(塾を含む)



#### ②平日の授業以外の学習時間の同学年変化(中学校第2学年)



### 【考察】

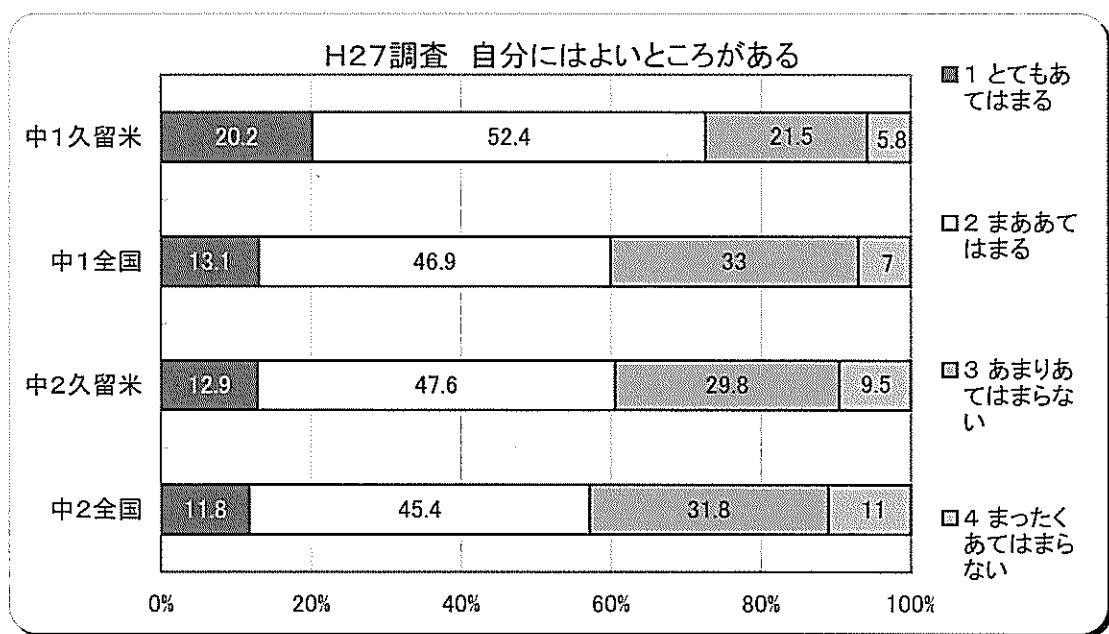
第2期久留米市教育改革プランの取組の指標である「中学校第2学年の平日に授業時間以外で『ほとんど勉強しない』と回答する割合」は、15%（全国11.7%）と、依然として全国平均よりも高くなっている。

しかし、経年比較でみると、H25の20.8%からH27の15%へと、着実に、減ってきており、全国との差は縮まっている。

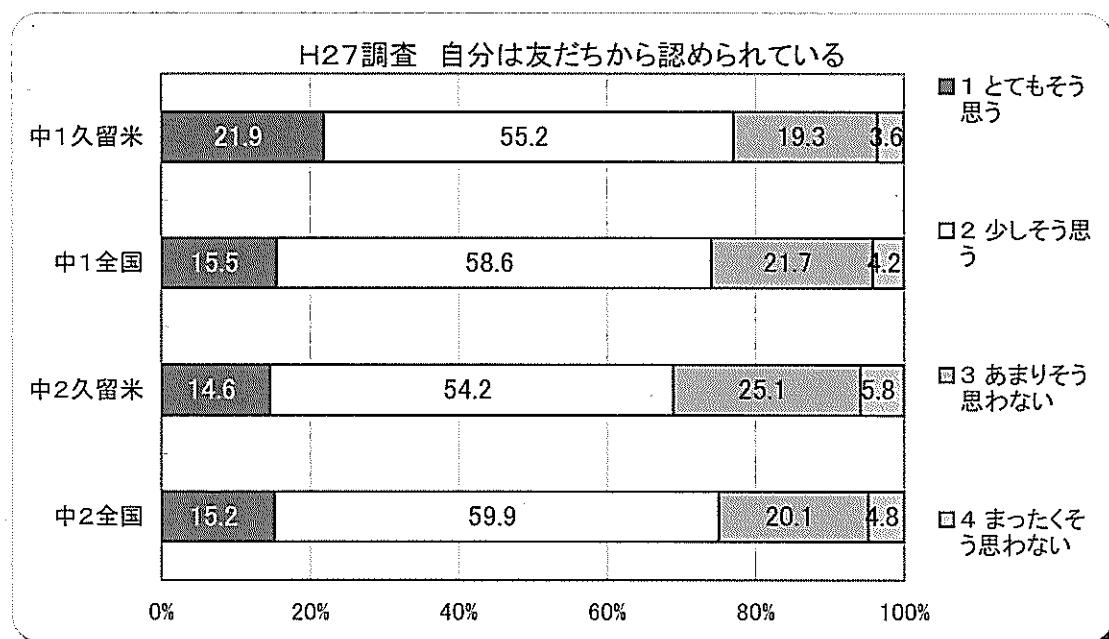
今回の調査結果から、第1学年、第2学年ともに、学習時間は全国平均より短い傾向が明らかになっており、今後、家庭での学習習慣形成に向けた取組が重要であると考える。

## (2)自尊感情に関すること

### ①「自分には良いところがあると思う」



### ②「自分は友だちから認められている」



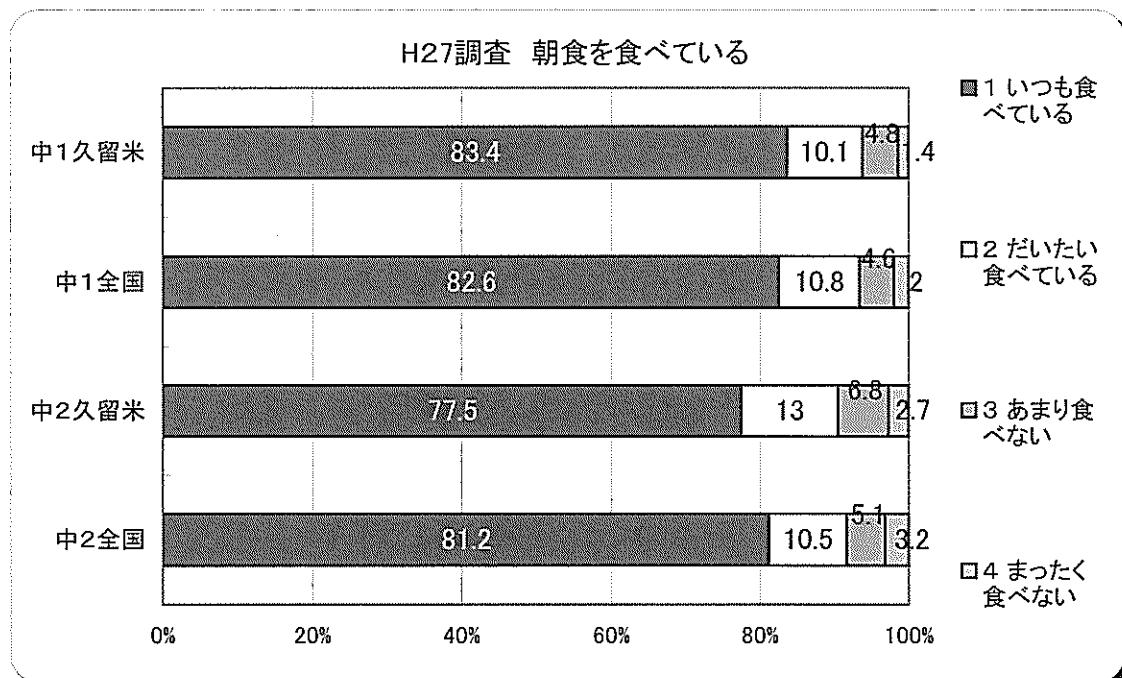
## 【考察】

第2期久留米市教育改革プランの取組の指標である「中学校第2学年の自分にはよいところがあると思うと肯定的に答える生徒の割合」は、全国平均以上であり概ね良好な状況にある。

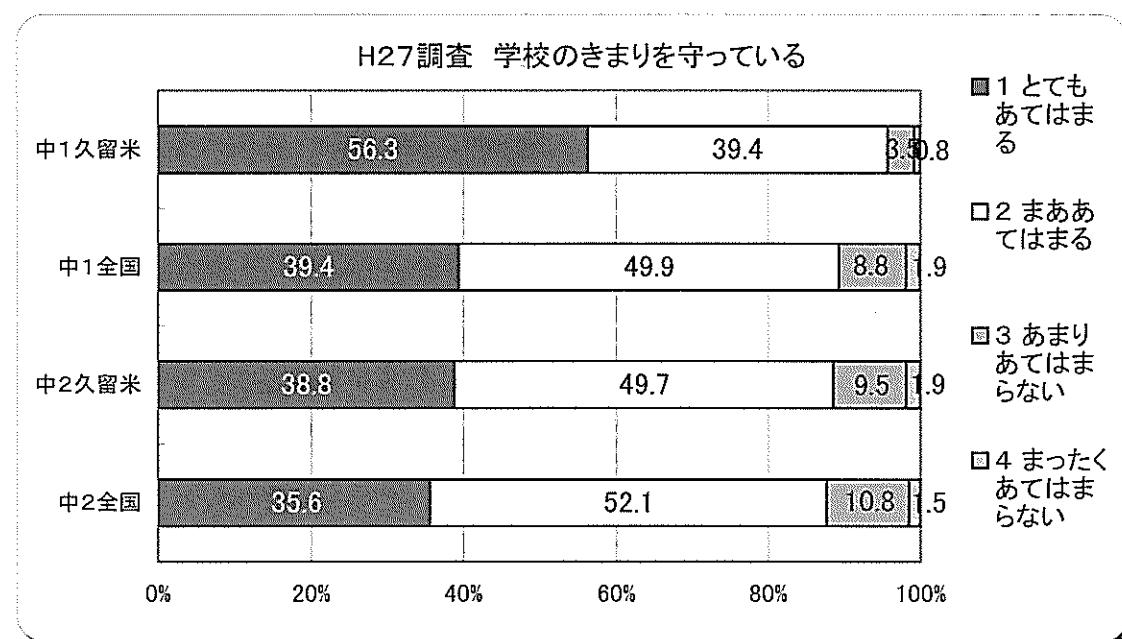
しかし、「中学校第2学年の自分は友達から認められていると肯定的に答えた生徒の割合」は、全国平均を下回り課題がある。第1学年と比較すると8.3ポイントの落ち込みが見られ、その改善に向けて、今後は、これまで以上に学習や生活場面で互いのよさを賞賛し合う活動を意図的に行っていく必要があると考える。

### (3)生活習慣に関すること

#### ①朝食摂取



#### ②「学校のきまりを守っている」



#### 【考察】

第2期久留米市教育改革プランの取組の指標である「中学校第2学年の学校のきまりを守っていると肯定的に答える生徒の割合」は、ほぼ全国平均と同じ値であり、各学校での生徒指導や道徳教育の取組が効果的に働いているものと考える。

しかし、「朝食をきちんと毎日食べていない生徒の割合」について0%を目指すという指標は、中学校第1学年、第2学年共に達成できていない。今後も継続して食育啓発促進モデル校への支援を進めるなど、学校・地域・家庭が連携した食育の啓発活動を促進していくことが必要であると考える。

## 11 学力向上のための取組

### (1)教科に関する調査について

- ① 各学校で「学校プランの年間推進計画」を作成するとともに、学力向上に特化した研修会の開催を通して、学力向上プランのPDCAサイクル化の徹底を図った。
- ② 各学校の校内研修において、言語活動や交流活動の充実などの授業改善に向けた研究・実践を行った。
- ③ 昨年度の調査結果をもとに、アシストシート（補充プリント）の活用の徹底を図った。
- ④ 学習習慣定着支援事業（学生・地域ボランティア派遣）や家庭学習の習慣定着に向けて、各学校における宿題の徹底や自学ノートの取組等を行った。
- ⑤ 中学校数学学力向上プロジェクトが、平成25年度の全国学力・学習状況調査問題を活用したベーシック問題集・解答冊子を作成し、その成果を2月の学力向上研修会で報告するとともに配布を行い活用を図った。

### (2)生活実態に関するアンケート結果について(学習時間)

- ① 「学校版家庭学習の手引き」の発行、保護者会などの保護者への直接的な啓発、宿題強化週間の取組、自学ノートの工夫など、各学校で実態に応じた家庭学習の時間・仕方・内容などを継続的に指導した。
- ② 主として放課後学習などに取り組むことができるよう、学習習慣定着支援事業（学生・地域ボランティア派遣）の拡充を行った。

### (3)今後の方策について

- ① 学校の取組についての指導  
学力向上研修会において、効果的な取組について広報を行うとともに、久留米市学力アップリーフレットの作成・配布を行い、取組事例について各学校で活かすよう指導していく。
- ② 中学校学力向上コーディネーター連絡会議の開催  
教務担当主幹教諭を学力向上コーディネーターとして専任化することで、学力向上の取組をより効果的に進めていくことをねらっている。年間8回の予定で連絡会議を開催し、学力調査等の分析・活用、校内学力向上研修会の企画・運営、家庭学習の手引きや家庭学習課題の作成などの各校の取組を協議していく。
- ③ つまずきのある子どもへの補充学習の充実  
習熟度別による授業の充実を図るとともに、学力調査結果をもとに年間を通して、フォローアップを図るためのアシストシート（補充プリント）を活用するよう指導する。
- ④ 県学力調査に向けての指導  
過去の全国学力・学習状況調査における小学校第5学年及び中学校第2学年の該当する問題を抽出し、各学校へ提供して活用をすすめている。
- ⑤ 家庭学習習慣の充実に向けての指導
  - ア 「久留米市学力実態調査の結果についてのお知らせ」（保護者用チラシ）を作成し配布する。
  - イ 家庭学習習慣の定着に向けて保護者啓発を行うとともに、家庭学習につなげるような学習習慣定着支援事業の在り方について各学校に情報提供を行い、家庭学習の充実を図るよう指導する。
- ⑥ 中学校国語学力向上プロジェクトの取組  
平成26年度の全国学力・学習状況調査問題の内容を分析して指導法の改善につなげるとともに、久留米市基底指導計画の中に調査問題（過去問題）を活用する時間を設定する。
- ⑦ 無料学習支援塾「くるめっ子塾」の取組  
基礎・基本の定着と仲間づくり・居場所づくりをねらいとした「くるめっ子塾」をモデル事業として高牟礼中学校区で実施する。

# 子どもたちに 「確かな学力」を育むために

## 平成27年度久留米市学力・生活実態調査の結果のお知らせ

保護者の皆様へ

H27.6.19

久留米市教育委員会

久留米市では、平成20年度から市独自に学力・生活実態調査を実施しております。今年度は4月14日に1・2年を対象に実施しましたので、調査結果をお知らせします。

なお、今回の「教科に関する調査」の結果については、ペーパーテストにより測定できる学力の一側面を調査したものです。この結果が、生徒の学力のすべてを表すものではないことにご留意ください。

また、裏面には、同時に実施した「生活習慣・学習習慣に関するアンケート調査」から明らかになった、久留米市の生徒の現状と課題を示していますので、参考にしてください。

各学校の成果と課題、今後の改善点については、学校からお知らせがあります。お子様一人一人の結果につきましても、各学校から個人票「あなたの学習の様子」が渡されますので、ご参照ください。



### 教科編

#### 【H27年度学力実態調査の結果】

##### 【結果】

平成27年度の教科に関する調査では、第1学年の国語において全国平均を超え、数学も全国平均と同じとなっています。

第2学年においては、国語・数学・英語のいずれの教科でも全国平均を下回る結果となっています。

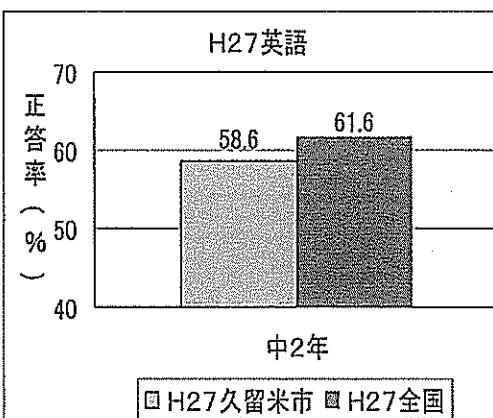
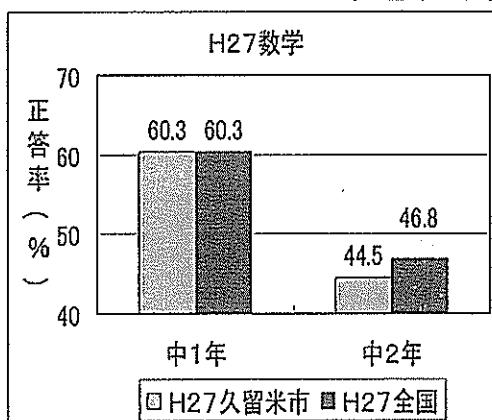
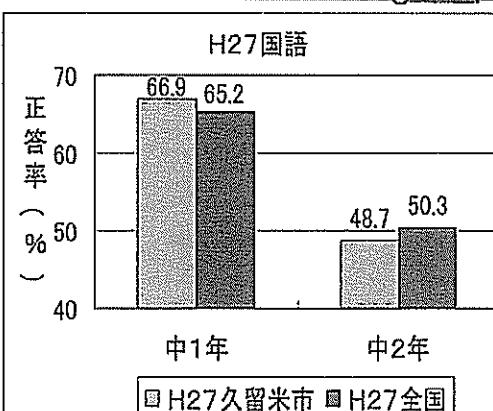
昨年度と比較すると、全教科、全学年とも数値に伸びが見られました。

##### 【結果】

国語科では、説明的な文章や文学的な文章を読むことと、熟語や文法に関する問題に課題が見られました。今後は、文章の種類に応じた読みの方の学習や語句に関する学習を重点的に行っていきます。

|   |    | 国語   | 数学   | 英語   |
|---|----|------|------|------|
| 年 | 1年 | 66.9 | 60.3 |      |
|   | 全国 | 65.2 | 60.3 |      |
| 年 | 2年 | 48.7 | 44.5 | 58.6 |
|   | 全国 | 50.3 | 46.8 | 61.6 |

(正答率：%)



数学科では、関数の問題に課題が見られました。このことから、表や式、グラフの意味を理解したり、それらを関連付けたりする学習活動を充実していきます。

英語科では、基本的な単語を書く問題や適切な表現を用いて書く問題に課題が見られました。このことから、様々な場面を設定したコミュニケーション活動を設定し、正確さや適切さに留意しながら表現する活動を充実していきます。

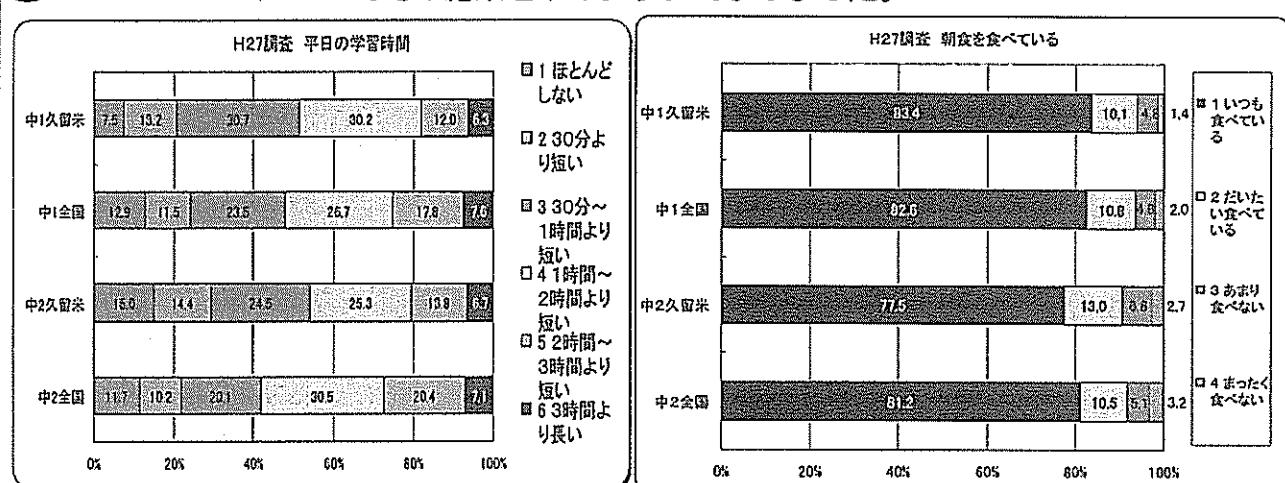
また、各学校では、学校ごとに結果を分析して、学年・学級ごとに課題のあった（全国と比べ正答率の低かった）問題については、アシストシート（単元ごとの補充プリント）等を活用して補充指導の充実を図っていきます。



## 生活編

### 【結果】

「生活習慣や学習習慣に関するアンケート調査」について、2つの項目についてその結果を下のグラフで示しました。



### 【成果と課題 - 今後の取り組み】

平日の学習時間（学習塾や家庭教師の時間を含む）については、「ほとんどしない」と回答した生徒の割合は、中1は全国平均を下回りました。中2は全国平均を上回っているものの、昨年度と比べると減少しており、改善が見られました。毎日の家庭学習は、学校での学習を振り返り、理解を深め、習熟させる上で、学力と大きなかかわりをもちます。各学校でも、家庭学習を促す宿題をしたり、自学ノートの取組や放課後学習会を実施したりするなど生徒の家庭学習を支援していきます。

朝食の摂取については、「いつも食べている」と回答した生徒の割合が、中1では全国平均を上回っていますが、中2では80%を切り、全国平均も下回っています。昨年度より改善が見られましたが、今後も継続した取組が必要です。朝食の摂取は、生徒の学力と大きな相関が見られます。各学校でも、「早ね早起き朝ごはん」やお弁当の日の取組、PTAと連携した講演会の実施などをとおして、食育の充実に取り組みます。

## 家庭へのお願い

アンケートの結果から、子どもたちの学力向上のためには、家庭での学習習慣の形成や生活リズムの形成が大切だといえます。生徒の「確かな学力」を育むために、学校と協力しながら取り組んでいただきますようお願いします。



- 一、家庭学習をする時間と場所を決めましょう
- 二、目標や見通しを持って家庭学習に取り組ませましょう
- 三、早ね早起きを実践し、朝食をとてから登校する習慣をつけさせましょう

## 不登校児童生徒の状況について

### 1 不登校児童生徒数およびその割合

|     |   | 学校種 | 不登校数(A) | 合計(B)   | 児童生徒数(C)  | 合計(D)     | 不登校児童生徒の割合<br>(A/C × 100) | 不登校児童生徒の割合<br>(B/D × 100) |
|-----|---|-----|---------|---------|-----------|-----------|---------------------------|---------------------------|
| H24 | 市 | 小学校 | 47      | 349     | 16,735    | 24,975    | 0.28%                     | 1.40%                     |
|     |   | 中学校 | 302     |         | 8,240     |           | 3.67%                     |                           |
|     | 県 | 小学校 | 872     | 4,903   | 271,727   | 406,496   | 0.32%                     | 1.21%                     |
|     |   | 中学校 | 4,031   |         | 134,769   |           | 2.99%                     |                           |
|     | 国 | 小学校 | 21,067  | 109,306 | 6,642,721 | 9,912,460 | 0.32%                     | 1.10%                     |
|     |   | 中学校 | 88,239  |         | 3,269,759 |           | 2.70%                     |                           |
| H25 | 市 | 小学校 | 51      | 327     | 16,539    | 24,750    | 0.31%                     | 1.32%                     |
|     |   | 中学校 | 276     |         | 8,211     |           | 3.36%                     |                           |
|     | 県 | 小学校 | 953     | 5,005   | 270,551   | 404,563   | 0.35%                     | 1.24%                     |
|     |   | 中学校 | 4,052   |         | 134,012   |           | 3.02%                     |                           |
|     | 国 | 小学校 | 23,982  | 115,784 | 6,556,527 | 9,822,443 | 0.37%                     | 1.18%                     |
|     |   | 中学校 | 91,802  |         | 3,265,916 |           | 2.81%                     |                           |
| H26 | 市 | 小学校 | 41      | 282     | 16,387    | 24,544    | 0.25%                     | 1.15%                     |
|     |   | 中学校 | 241     |         | 8,157     |           | 2.95%                     |                           |

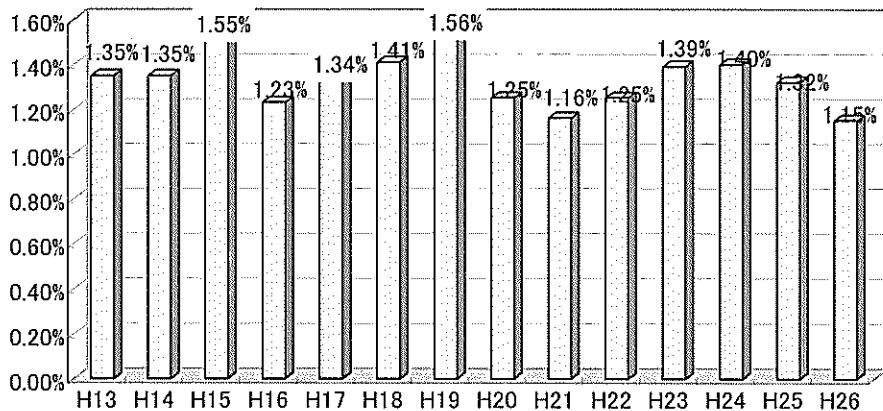
### 2 不登校児童生徒数(人)の推移

|     | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 小学校 | 52  | 52  | 39  | 33  | 58  | 61  | 80  | 40  | 39  | 51  | 45  | 47  | 51  | 41  |
| 中学校 | 235 | 230 | 282 | 220 | 300 | 314 | 329 | 286 | 263 | 269 | 308 | 302 | 276 | 241 |
| 合計  | 287 | 282 | 321 | 253 | 358 | 375 | 409 | 326 | 302 | 320 | 353 | 349 | 327 | 282 |

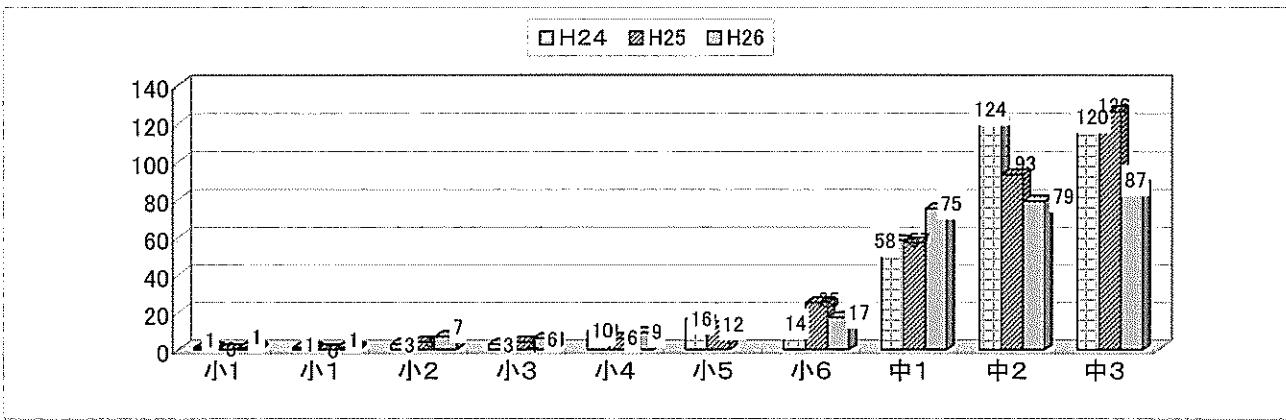
### 3 不登校児童生徒の割合(%)の推移

|     | H13   | H14   | H15   | H16   | H17   | H18   | H19   | H20   | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小・中 | 1.35% | 1.35% | 1.55% | 1.23% | 1.34% | 1.41% | 1.56% | 1.25% | 1.16% | 1.25% | 1.25% | 1.39% | 1.40% | 1.32% |

不登校児童生徒の割合(%)



#### 4 学年別不登校児童生徒数（人）



#### 5 不登校復帰率の推移

|        | 学校種 | 復帰者数 (A) | 合計 (B) | 不登校 (C) | 合計 (D) | 復帰率<br>(A/C×100) | 小中復帰率<br>(B/D×100) |
|--------|-----|----------|--------|---------|--------|------------------|--------------------|
| 平成24年度 | 小学校 | 29       | 81     | 47      | 349    | 61.7%            | 23.2%              |
|        | 中学校 | 52       | 302    | 255     | 349    | 17.2%            |                    |
| 平成25年度 | 小学校 | 25       | 151    | 51      | 327    | 49.0%            | 46.2%              |
|        | 中学校 | 126      | 276    | 150     | 327    | 45.7%            |                    |
| 平成26年度 | 小学校 | 23       | 140    | 41      | 282    | 56.1%            | 49.6%              |
|        | 中学校 | 117      | 241    | 124     | 282    | 48.5%            |                    |

※復帰者とは、「登校できるようになった」または、「登校する日数が増えた」児童生徒のことをさす。

#### 6 今後の課題

平成25年度から平成26年度にかけて小・中学校の不登校児童生徒数は45名の減少となった。内訳は、小学校が10名の減、中学校が35名の減で、平成24年度より不登校児童生徒の割合は減少傾向になっており、復帰率も平成25年度に比べ、3.4ポイント増加した。

不登校児童生徒数の割合は減少傾向にあるが、282名の不登校児童生徒数は課題である。

今後の手立てとして、

##### (1)不登校予防のための具体的取組の推進

###### ○不登校の未然防止のために

- 児童生徒の問題行動の未然防止及び対応について校長会等を通じ徹底を図る。
- 欠席1日～3日にかけての早期発見・早期対応アクションの徹底(『福岡アクション3』)
- 学級や部活動等における人間関係の把握及びそれを生かした積極的な居場所づくり
- マンツーマン方式による組織的な早期対応

・15日以上欠席した不登校兆候児童生徒や月3日以上の欠席児童生徒に対する支援計画の作成・支援

###### ○小中連携の更なる推進

・「児童の欠席状況調査」等を活用した小中連携会議や小中連携による体験入学・出前授業等の取組の充実

##### (2)復帰に向けた具体的取組の推進

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用の手引を作成し、校長会等を通じ周知をの徹底を図る。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携した教育相談や家庭生活改善に向けた支援等の充実
- 生徒指導センター(小学校15校:32名)・校内適応指導教室(中学校11校:23名)助手を対象とした研修会の開催及び効果的な運用による学校(学級)復帰への支援の充実
- 効果があった不登校の解消・改善の取組の徹底
  - ・「家庭訪問での相談」「登校を促す電話、迎え」「スクールカウンセラー等の活用」「保健室等の別室での指導」等が挙げられる。

#### 7 不登校対応関連事業

- 生徒指導充実事業(専任生徒指導教員の配置)
- 小・中心の教育推進事業
- スクールソーシャルワーカー活用事業
- 生徒指導センター事業
- 校内適応指導教室充実事業
- 学校問題解決支援事業
- 不登校児童生徒対策事業(適応指導教室らるご)
- 不登校児童生徒訪問支援事業

## 「久留米市武道館及び久留米市弓道場の改築について」

### 1. 施設の現状と整備の方針



#### (1) 現状

久留米市武道館・弓道場は、建設から約 40 年が経過しており、機能不足や老朽化が著しい状況であることに加え、競技スペースが狭く、観客席が用意されていないなど、大会開催などのニーズに十分に対応できていない状況です。

#### (2) 整備方針

- 競技スペース不足の解消や観覧席・付帯施設（更衣室・控室・倉庫等）の充実により、競技団体や利用者のニーズを満たせるよう整備し、各種大会の開催や誘致が可能となるよう公式基準で整備を行います。
- 福岡県南の中核都市として人々を引き付ける魅力や機能を磨き、広域求心力を高めるために県立体育館の改築計画と併せ、武道館・弓道場を整備することにより、スポーツコンベンションの誘致に取り組み、交流人口を増やします。また、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるためにもこの施設を活用し、スポーツによる地域の活性化に取組みます。

### 2. 施設の概要

新たな施設は、スポーツ振興・発展のためのスポーツ拠点施設として、延床面積を約 7,000 m<sup>2</sup>から 17,000 m<sup>2</sup>にするなど、施設の機能充実を図ります。

【主な計画規模一覧表】

| 施設       | 区分                      | 現状                   |         | 計画規模(面積は予定)           |                      |
|----------|-------------------------|----------------------|---------|-----------------------|----------------------|
|          |                         | 内訳                   | 面積      | 内訳                    | 面積                   |
| 久留米市専有施設 | 武道場1<br>(畳を使用する種目)      | 規模                   | 柔道 1 面  | 柔道 4 面                | 1,840 m <sup>2</sup> |
|          |                         | 観客席                  | —       |                       |                      |
|          | 武道場2<br>(板張りの床を使用する種目)  | 規模                   | 剣道 2 面  | 剣道 4 面                | 1,725 m <sup>2</sup> |
|          |                         | 観客席                  | —       |                       |                      |
|          | 弓道場                     | 近的                   | 12 人立   | 12 人立<br>近・遠の一体型      | 836 m <sup>2</sup>   |
|          |                         | 遠的                   | —       |                       |                      |
| 福岡県専有施設  | メインアリーナ<br>※面数はバスケットボール | 規模                   | 2 面     | 3 面                   | 7,408 m <sup>2</sup> |
|          |                         | 観客席                  | 1,384 席 |                       |                      |
|          | サブアリーナ                  | 規模                   | —       | 1 面                   | 1,040 m <sup>2</sup> |
|          | トレーニング室                 | 規模                   | —       | —                     | 330 m <sup>2</sup>   |
| 共用       | 共用スペース                  | 規模                   | —       | —                     | 4,129 m <sup>2</sup> |
| 面積 計     |                         | 7,236 m <sup>2</sup> |         | 17,308 m <sup>2</sup> |                      |

### 3. 久留米市が整備する施設について

#### (1) 武道場1

武道場1は、畳を敷いた施設となります。例えば、柔道の場合、現状1面しか確保できませんでしたが、新たな施設では、4面確保できる広さに拡大します。

また、これまでなかった観覧席を250席程度設け、大会の誘致・開催が可能な施設とします。



#### (2) 武道場2

武道場2は、板張りの床の施設です。例えば、剣道の場合、現状2面しか確保できませんでしたが、4面確保することができます。

また、250席程度の観覧席を確保します。

なお、武道場1と共に通路を挟んで配置し、大規模大会開催時の相互利用を促進します。



#### (3) 弓道場

現在の弓道場は、近的のみの施設となっていますが、新たな弓道場は、近的・遠的それぞれ12人立ちが可能な施設とします。限られた敷地を有効活用するため、可動式の的場を採用し、近的・遠的一体型の弓道場とします。

また、常設の遠的練習場を整備します。

なお、毎年久留米市で開催されている全国唯一の高校生を対象とした「紫灘旗全国高校遠的弓道大会」も、当施設で開催が可能となります。



#### 4. 福岡県が整備する施設について

##### (1) メインアリーナ

現状バスケットボール2面の広さであるメインアリーナを3面が取れる広さとし、観覧席は3,000席程度が整備されます。



メインアリーナ



サブアリーナ

##### (2) サブアリーナ

これまでなかったサブアリーナがバスケットボール1面の広さで整備され、日常利用及び大会時の補助的空間として活用されます。

##### (3) トレーニング室

現状の145m<sup>2</sup>から2倍以上の約330m<sup>2</sup>の広さのトレーニング室が整備されます。

#### 5. 事業費（概算）

久留米市負担費用 約27億円（総事業費：約85億円）

（市と県の負担割合は専有部分の面積割合に応じて按分することとし、概ね市：県=1：2）

#### 6. 今後のスケジュール及び既存施設の利用停止について

改築工事を下記スケジュールで行います。ご利用の皆様にはご不便をおかけしますが、改築工事の期間中、久留米市武道館・弓道場及び県立体育馆の利用を停止いたします。

なお、久留米市野球場、県立陸上競技場、補助競技場及びテニスコートは改築工事期間中もご利用いただけます。（受付：陸上競技場事務室）

##### (1) 今後のスケジュール（予定）

- ①平成27年11月 解体工事着工
- ②平成28年 4月 本体工事着工
- ③平成30年 4月 新施設オープン

##### (2) 改築工事に伴う利用停止

平成27年11月4日から平成30年3月末（予定）